

第47期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月18日（木曜日）
午前10時

場所

大阪市北区梅田二丁目5番25号
ザ・リッツ・カールトン大阪 4階
ザ・リッツ・カールトン・ボールルーム

目次

P1 第47期定時株主総会招集ご通知**P5** 株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する金銭賞与の報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度（評価対象期間1年）の導入の件
- 第7号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度（評価対象期間3年）の報酬枠改定の件
- 第8号議案 社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入の件

P57 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項
（事業の経過およびその成果、設備投資の状況、資金調達の状況、対処すべき課題）

（ご参考）株主メモ

議決権行使も招集ご通知閲覧も
スマートフォンで簡単

議決権行使

議決権行使書用紙副票（右側）
「QRコード」をご利用ください。

招集ご通知閲覧

左の「QRコード」またはURL
（ <https://s.srdb.jp/9697/> ）
よりアクセスいただきご参照ください。

株 主 各 位

証券コード 9697

2026年5月27日

大阪市中央区内野町三丁目1番3号

株式会社カプコン

代表取締役社長 辻 本 春 弘

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。



当社ウェブサイト <https://www.capcom.co.jp/ir/stock/meeting.html>

また、電子提供措置事項は、株式会社東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「カプコン」または証券「コード」に「9697」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、決議事項につきましては、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月17日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月18日（木曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時となります。)
2. 場 所 大阪市北区梅田二丁目5番25号
ザ・リッツ・カールトン大阪 4階 ザ・リッツ・カールトン・ボールルーム
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第47期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査等委員会の第47期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する金銭賞与の報酬額改定の件

第6号議案

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度（評価対象期間1年）の導入の件

第7号議案

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度（評価対象期間3年）の報酬枠改定の件

第8号議案

社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

-
- ◎書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類と事業報告の一部もあわせてご送付しております。
 - ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、以下の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査等委員会が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.capcom.co.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載させていただきます。
 - ◎今後の状況により、株主総会当日までに状況の変化が生じた場合には、当社ウェブサイト（<https://www.capcom.co.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載させていただきます。
 - ◎当日の議事進行は、日本語で行います。また、当社では通訳をご用意しておりませんので、ご了承ください。

議決権行使についてのご案内



インターネットによる 議決権行使の場合

次頁のご案内をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月17日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面による 議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月17日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



当日ご出席による 議決権行使の場合

お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年6月18日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

<p>議決権行使書 〇〇〇株式会社 御中 株主総会日 議決権の数 冊</p> <p>私は上記開票の定款株主総会（議決会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。 年 月 日</p> <p>（ご注意） 当社は、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の議決権とみなすものとして処理いたします。</p> <p>〇〇〇株式会社</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>議案</th> <th>原案に対する賛否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二号</td> <td>賛 否</td> </tr> <tr> <td>第三号</td> <td>賛 否</td> </tr> </tbody> </table> <p>投票期限のご案内 投票期限は1票元ごとに1票となります。</p> <p>お願い 1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を本欄からご提出ください。 2. 当日ご出席しない場合は、以下のいずれかの①議決権行使書用紙にご返送ください。 ①封筒に「〇〇〇株式会社 議決権行使書」とご返送ください。 ②スマートフォンでQRコードを読み取るか、ウェブサイトにログインしてご返送ください。 ③以下のURLから、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法</p> <p>ログイン用QRコード ログインID 5432-9876-2358-DPS 見本 〇〇〇株式会社 123456</p>	議案	原案に対する賛否	第二号	賛 否	第三号	賛 否	<p>こちらに議案の賛否をご記入ください。</p>
議案	原案に対する賛否							
第二号	賛 否							
第三号	賛 否							

※議決権行使書用紙はイメージです。

- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内



QRコードを読み取る方法

スマートフォンやタブレット端末で「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

① QRコードを読み取る



議決権行使書用紙副票(右側)

② 議案賛否方法の選択画面から議決権行使方法を選ぶ



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合は、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。



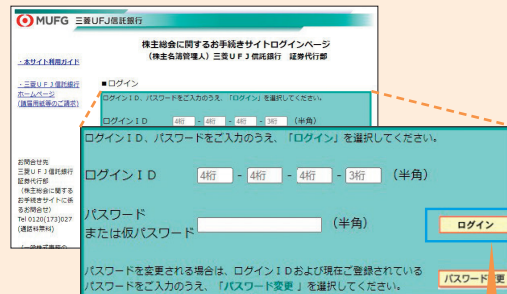
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト
(午前2時30分～午前4時30分取り扱い休止)

<https://evote.tr.mufg.jp/>



- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする
- ② お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力




「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 **0120-173-027**

(受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと考えており、将来の事業展開や経営環境の変化などを勘案のうえ、連結配当性向30%を基本方針とし、かつ安定配当の継続に努めております。

当期の期末配当につきましては、上記方針をもとに、企業価値向上に必要な投資および財務の健全性を確保のうえ、キャッシュ・フローも踏まえた株主還元の観点および親会社株主に帰属する当期純利益が過去最高益を更新したことなどにより、以下のとおり前期の期末配当22円に比べ3円増配し、1株につき25円といたしたいと存じます。

これにより、すでに実施済みの中間配当金につきましては、1株につき20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき45円となり、連結配当性向は34.5%となります。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき **25円**

総額 **10,655,539,750円**

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月19日(金曜日)

(ご参考) 配当金等の推移

	第43期 (2022年3月期)	第44期 (2023年3月期)	第45期 (2024年3月期)	第46期 (2025年3月期)	第47期 (2026年3月期) (当期)
1株当たり年間配当金(円)	46	63	70	40	45
年間配当額(百万円)	9,820	13,426	14,917	17,048	19,179
連結配当性向(%)	30.2	36.1	33.7	34.5	34.5

- (注) 1. 2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
2. 第44期の連結配当性向は、創業40周年記念配当10円を含めて算出しております。
3. 第47期(当期)の各項目の数値は、本議案が原案どおり承認可決されることを前提としています。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）11名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の選定に当たりましては、透明性や客観性を高めるため、指名・報酬委員会（委員長は社外取締役・委員の過半数は社外取締役）に諮問し、同委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、審議の結果、当社の取締役として適任である旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役在任期間	取締役会出席状況	上場企業の兼職数
1	つじもと けんぞう 辻本 憲三	社内 再任	代表取締役会長 最高経営責任者(CEO)	43年 8/9回 (89%)	—
2	つじもと はるひろ 辻本 春弘	社内 再任	代表取締役社長、社長執行役員 最高執行責任者(COO) 兼 エンターテインメントエクスペリエンス事業、PS事業管掌	29年 9/9回 (100%)	—
3	みやぎま さとし 宮崎 智史	社内 再任	代表取締役、副社長執行役員 最高人事責任者(CHO)、最高財務責任者(CFO) 兼 コーポレート経営管掌	5年 9/9回 (100%)	—
4	いしだ よしのり 石田 義則	社内 再任	取締役、専務執行役員 グローバル事業管掌	4年 9/9回 (100%)	—
5	つじもと りょうぞう 辻本 良三	社内 再任	取締役、専務執行役員 最高製品責任者(CPO) 兼 開発部門管掌	4年 9/9回 (100%)	—
6	かさハラ よしのぶ 笹原 芳信	社内 再任	取締役、専務執行役員 コーポレート経営副管掌	1年 8/8回 (100%)	—
7	みずこし ゆたか 水越 豊	社外 再任 独立役員	取締役	8年 9/9回 (100%)	1社
8	むとう としろう 武藤 敏郎	社外 再任 独立役員	取締役	4年 9/9回 (100%)	—
9	ひろせ ゆみ 廣瀬 由美	社外 再任 独立役員	取締役	4年 8/9回 (89%)	2社
10	こうだ まい 幸田 真音	社外 再任 独立役員	取締役	2年 9/9回 (100%)	1社
11	めつと きやふ けんこ メットキャフ 康子	社外 再任 独立役員	取締役	1年 8/8回 (100%)	—

(注) 1. 取締役在任期間は、本総会終結時のものであります。

2. 笹原芳信およびメットキャフ康子の両氏につきましては、前回定時株主総会での就任後の出席状況であります。

候補者番号

1

社内
再任



つじもとけんぞう
辻本憲三

生年月日	1940年12月15日
取締役在任期間	43年（本総会終結時）
取締役会出席状況	9回のうち8回出席（89%）
所有する当社株式の数	8,080,020株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年6月 当社代表取締役社長
- 1997年4月 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会理事長
（現 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会）
- 2001年4月 当社最高経営責任者（CEO）（現任）
- 2007年7月 当社代表取締役会長（現任）
- 2010年2月 ケンゾーエステイトワイナリージャパン株式会社代表取締役（現任）
- 2024年9月 公益財団法人日本バレーボール協会名誉顧問（現任）

[重要な兼職の状況]

ケンゾーエステイトワイナリージャパン株式会社代表取締役

[取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

辻本憲三氏は、当社の最高経営責任者（CEO）として強いリーダーシップ、卓越した先見の明や豊富な経験に加え、迅速な決断力や実行力により、当社グループをけん引してまいりました。また、創業者としてカリスマ性を備えた存在感は、当社の精神的支柱であるとともに、求心力となっております。

これまでの実績から、今後も当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏は、ケンゾーエステイトワイナリージャパン株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間で商品購入等の取引関係があります。

候補者番号

2

社内
再任



つじもと はるひろ
辻本 春 弘

生年月日	1964年10月19日
取締役在任期間	29年（本総会終結時）
取締役会出席状況	9回のうち9回出席（100%）
所有する当社株式の数	10,052,900株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月	当社入社
1997年6月	当社取締役
1999年2月	当社常務取締役
2001年4月	当社専務取締役
2004年7月	当社取締役専務執行役員
2006年4月	当社取締役副社長執行役員
2007年7月	当社代表取締役社長、社長執行役員 兼 最高執行責任者（COO）（現任）
2016年8月	当社代表取締役社長グローバルマーケティング事業、OP事業管掌
2023年5月	一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会会長（現任）
2025年4月	当社代表取締役社長OP事業、PS事業管掌
2026年4月	当社代表取締役社長エンターテインメントエクスペリエンス事業、PS事業管掌（現任）

【重要な兼職の状況】

一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会会長

【取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

辻本春弘氏は、当社の社長に就任以降、最高執行責任者（COO）として既存事業の深耕と事業領域の多角化に注力し、コア事業であるソフト開発の強化に加え、ワンコンテンツ・マルチユース戦略の推進により、アミューズメント施設事業等の周辺ビジネスの拡大にも取り組んでまいりました。また、環境の変化に対応した機動的なマネジメントや堅実な経営手腕により、着実に経営基盤の強化に尽力しております。今後も当社発展に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

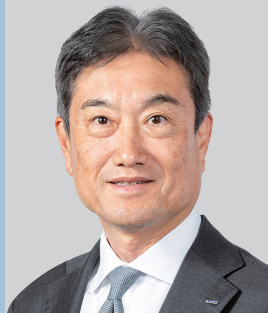
【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏は、一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会の会長を兼務しており、当社は同団体との間で年会費支払等の取引関係があります。

候補者番号

3

社内
再任



みやざきさとし
宮崎智史

生年月日 1960年2月23日
取締役在任期間 5年（本総会終結時）
取締役会出席状況 9回のうち9回出席（100%）
所有する当社株式の数 13,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
2011年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）執行役員営業第六部長
2013年4月 同行常務執行役員営業担当役員
2016年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員西日本地区担当役員
株式会社みずほ銀行取締役副頭取（代表取締役）西日本地区担当役員
2020年4月 同行取締役副頭取（代表取締役）業務執行統括補佐
2021年4月 同退任
2021年5月 当社副社長執行役員（現任）
2021年6月 当社取締役
2022年4月 当社取締役最高人事責任者（CHO）
コーポレート経営管掌（現任）
2024年4月 当社代表取締役
2025年4月 当社代表取締役最高人事責任者（CHO）、最高財務責任者（CFO）（現任）

[取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

宮崎智史氏は、長年にわたる金融機関での経験と幅広い識見により、管理部門全般を統括し、当社グループのトップマネジメントおよび経営全般における基盤強化に取り組んでまいりました。また、最高人事責任者(CHO)および最高財務責任者(CFO)として人材投資戦略と財務戦略を一体的に推進することにより、今後も当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

社内
再任



いしだ よしのり
石田 義 則

生 年 月 日 1970年3月23日
取 締 役 職 4年（本総会終結時）
在 任 期 間
取 締 役 会 9回のうち9回出席（100%）
出 席 状 況
所 有 す る 7,700株
当 社 株 式 の 数

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年4月 当社入社
2005年4月 当社営業推進部長
2011年3月 当社CS事業統括副統括
2013年4月 当社執行役員CS国内事業統括
2016年4月 当社執行役員日本・アジア事業統括
2019年4月 当社常務執行役員日本・アジア事業統括 兼 MO開発統括副統括
2021年9月 当社常務執行役員グローバル事業統括
2022年4月 当社専務執行役員（現任）
2022年6月 当社取締役グローバル事業管掌（現任）
2024年4月 当社取締役グローバル事業統括 兼 Eキャラクターライセンス事業統括
2026年4月 当社取締役グローバル事業統括（現任）

[取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

石田義則氏は、当社に入社以来、長年にわたりコンシューマ事業に従事しているため、ゲーム業界の市場動向や事業環境に精通しております。また、海外事業や開発関連の豊富な経験も有しており、今後も当社事業のグローバル展開のさらなる推進に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

社内
再任



つじもと りょうぞう
辻本良三

生年月日	1973年10月18日
取締役在任期間	4年（本総会終結時）
取締役会出席状況	9回のうち9回出席（100%）
所有する当社株式の数	9,937,800株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1996年4月	当社入社
2013年9月	当社第三開発部長
2014年4月	当社執行役員CS第三開発統括
2017年6月	当社執行役員CS第三開発統括 兼 MO開発統括
2018年4月	当社常務執行役員CS第二開発統括 兼 MO開発統括
2020年10月	当社常務執行役員 CS第二開発統括（現任）
2022年4月	当社専務執行役員（現任）
2022年6月	当社取締役開発部門副管掌
2025年4月	当社取締役最高製品責任者（CPO）兼 開発部門管掌（現任）

[取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

辻本良三氏は、当社に入社以来、長年にわたりゲーム開発に従事しているため、ゲーム全般にわたる広範な知識や実務に精通しており、高い専門性や豊富なノウハウを有しております。また、最高製品責任者（CPO）として、当社グループの高い開発力・技術力を基盤に、強固な開発体制を構築するとともに経営および事業戦略と連携した開発の強化に取り組んでおり、今後も当社発展に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

社内
再任



さ さ は ら よ し の ぶ
笹原芳信

生年月日 1967年11月8日
取締役在任期間 1年（本総会終結時）
取締役会出席状況 8回のうち8回出席（100%）
所有する当社株式の数 10,900株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2008年8月 当社入社
2011年4月 当社経理部長
2015年10月 カプコン台湾CO.,LTD. 出向
2016年1月 カプコン台湾CO.,LTD. 代表取締役CEO
2019年1月 当社経営企画部長
2020年4月 当社執行役員
2022年4月 当社常務執行役員
企画戦略統括（現任）
2025年4月 当社専務執行役員コーポレート経営副管掌（現任）
2025年6月 当社取締役（現任）

【取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

笹原芳信氏は、当社に入社以来、経理および経営企画部門における豊富な実績により、財務、会計に関する専門知識を有するとともに、経営企画・事業戦略の策定、推進等において中核的な役割を果たしてまいりました。これらの実績に加え、海外子会社CEOを務めた経験から得たグローバルな知見をもとに、管理部門全般を統括し、幅広い領域において当社グループの経営目標の達成と持続的な成長の実現に注力しております。

今後も当社発展の一翼を担うことが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

7

社外

再任

独立役員



みず こし ゆたか
水 越 豊

生年月日	1956年8月29日
取締役在任期間	8年（本総会終結時）
取締役会出席状況	9回のうち9回出席（100%）
所有する当社株式の数	6,600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年9月	ボストン コンサルティング グループ入社
1997年6月	同社ヴァイス・プレジデント
2005年1月	同社日本代表
2016年1月	同社シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
2016年6月	ライフネット生命保険株式会社社外取締役 アサガミ株式会社社外取締役（現任）
2018年1月	ボストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー
2018年6月	当社社外取締役（現任）
2019年6月	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会理事
2022年6月	同協会副会長（現任）
2023年1月	ボストン コンサルティング グループ シニア・パートナー・エメリタス（現任）

[重要な兼職の状況]

アサガミ株式会社社外取締役

[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

水越 豊氏は、コンサルタント業界における長年の経験や知見により、経営分析や経営戦略の策定などに精通するとともに、経済動向に関する高い見識や国際感覚をもとに、独立した立場から積極的な意見や提言を行っております。

今後も外部の観点から取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、31頁をご参照ください。

【責任限定契約について】

当社は、水越 豊氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

【その他候補者に関する事項】

同氏が2026年3月まで社外取締役（監査等委員）として就任していた株式会社ADKホールディングスは、2019年11月から2022年1月における東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関連する贈賄事件に関し、同社元代表取締役社長および元社員2名が2023年7月および2023年5月にそれぞれ執行猶予付きの有罪判決が下されております。また、同社子会社の株式会社ADKマーケティング・ソリューションズが、当該競技大会の運営業務に関連し独占禁止法違反を行ったとして、2025年6月に公正取引委員会から排除措置命令を受けております。なお、株式会社ADKマーケティング・ソリューションズは、課徴金減免制度に係る申請を行い、同制度の適用を受けたため、課徴金納付命令を受けておりません。

同氏は、当該事実が発覚するまでこれらを認識しておりませんでした。日頃から取締役会において法令遵守等の視点に立った助言、提言を行うなど、その職責を果たしておりました。

また、当該事実の発覚後は、ガバナンスや内部統制を含む本件に関する事実関係およびそれらに関する原因ないし問題点の分析、再発防止・改善策の提言を目的として同社が設置した独立調査委員会の委員として、ガバナンス体制・コンプライアンス体制の再構築に向けた取組みに関し、適宜意見・提言を行っておりました。

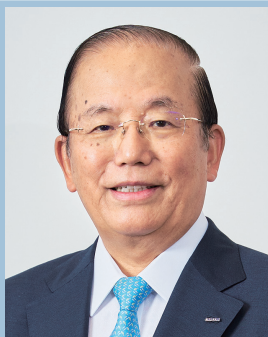
候補者番号

8

社外

再任

独立役員



むとうとしろう
武藤敏郎

生年月日 1943年7月2日
取締役在任期間 4年（本総会終結時）
取締役会出席状況 9回のうち9回出席（100%）
所有する当社株式の数 1,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1966年4月 大蔵省（現 財務省）入省
- 1999年7月 同主計局長
- 2000年6月 大蔵事務次官
- 2003年1月 財務省顧問
- 2003年3月 日本銀行副総裁
- 2008年7月 株式会社大和総研理事長
- 2009年6月 住友金属工業株式会社社外監査役（現 日本製鉄株式会社）
- 2010年6月 三井物産株式会社社外取締役
- 2014年1月 一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会事務総長・専務理事（後の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、2022年6月解散）
- 2018年7月 株式会社大和総研名誉理事（現任）
- 2022年6月 当社社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

株式会社大和総研名誉理事

[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

武藤敏郎氏は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、財務省、日本銀行および事業会社において培ってきた財政・金融その他経済全般やコーポレート・ガバナンスに関する高い見識を有しているため、大所高所からの経営全般にわたる客観的な提言や助言を行っております。

今後も独立した立場から取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、31頁をご参照ください。

【責任限定契約について】

当社は、武藤敏郎氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

【その他候補者に関する事項】

同氏は2022年6月まで公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の事務総長・専務理事を務めておりました。

同委員会の元理事が東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関連する受託収賄の疑いで2022年8月から11月に東京地方検察庁に4回起訴されるとともに、同委員会の元職員が同大会の運營業務に関する独占禁止法違反により2023年12月に執行猶予付きの有罪判決が下されておりますが、同氏の在任中には当該事実は認識されておりました。同氏は、在任期間においては法令遵守およびコンプライアンス徹底の視点から注意喚起を行う等、その職責を果たしておりました。

候補者番号

9

社外

再任

独立役員



ひろ せ ゆ み
廣 瀬 由 美

生年月日	1960年11月7日
取締役 在任期間	4年（本総会終結時）
取締役会 出席状況	9回のうち8回出席（89%）
所有する 当社株式の数	4,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月	東京国税局入局
2012年7月	国税庁長官官房国税庁監察官
2015年7月	雪谷税務署長
2016年7月	東京国税局総務部人事第二課長
2017年7月	税務大学校総務課長
2018年7月	東京国税局調査第三部調査総括課長
2019年7月	東京国税局調査第二部次長
2020年7月	芝税務署長
2021年8月	税理士登録（東京税理士会） 廣瀬由美税理士事務所設立、同所長（現任）
2021年12月	東京都御蔵島村親善大使（現任）
2022年6月	当社社外取締役（現任） トレックス・セミコンダクター株式会社社外取締役【監査等委員】（現任）
2025年6月	株式会社新日本科学社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

廣瀬由美税理士事務所所長
トレックス・セミコンダクター株式会社社外取締役【監査等委員】
株式会社新日本科学社外取締役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

廣瀬由美氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、税理士や長年にわたる税務行政において培ってきた専門知識と豊富な経験に加え、財務および会計に関する相当程度の知見を有するとともに、健康経営に関する高い見識も有しているため、外部の視点から積極的な意見や提言を行っております。

今後もこれらの経験、知見などから取締役会の監査・監督の強化および人材戦略の深化に寄与することが期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、31頁をご参照ください。

【責任限定契約について】

当社は、廣瀬由美氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

10

社外

再任

独立役員



こうだまいん
幸田真音

生年月日 1951年4月25日
取締役在任期間 2年（本総会終結時）
取締役会出席状況 9回のうち9回出席（100%）
所有する当社株式の数 1,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1995年9月 作家として独立、現在に至る
- 2003年1月 財務省財政制度等審議会委員
- 2004年4月 滋賀大学経済学部客員教授
- 2005年3月 国土交通省交通政策審議会委員
- 2006年11月 政府税制調査会委員
- 2010年6月 日本放送協会経営委員会委員
- 2012年6月 日本たばこ産業株式会社社外取締役
- 2013年6月 株式会社LIXILグループ社外取締役（現 株式会社LIXIL）
- 2016年6月 株式会社日本取引所グループ社外取締役
- 2018年6月 三菱自動車工業株式会社社外取締役（現任）
- 2024年6月 当社社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

作家

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

幸田真音氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、国際金融に関する高い識見を有していることに加え、政府等の審議会委員等を歴任された経験や上場会社の豊富な社外役員経験により実業界にも精通しているため、独立した公正な立場から積極的な意見や提言を行っております。

今後もこれらの豊富な知見、経験や作家活動にて発揮されている深い洞察力と客観的な視点から取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、31頁をご参照ください。

【責任限定契約について】

当社は、幸田真音氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

【その他候補者に関する事項】

同氏が2024年6月まで社外取締役として就任していた株式会社日本取引所グループ（以下、「JPX」という）の子会社である株式会社東京証券取引所（以下、「東証」という）に所属していた元社員が、2024年1月から3月における金融商品取引法違反（インサイダー取引規制違反）により、2025年5月に執行猶予付きの有罪判決が下された事案について、JPXおよび東証は2024年12月に金融庁より報告徴求命令を受けました。当該事案は、同氏がJPXの社外取締役を退任後に証券取引等監視委員会の調査を契機に発覚したものであり、同氏は在任中に当該事案を認識しておりませんでした。

同氏は、在任期間においては同社グループに対する投資者および上場会社等の市場関係者の信頼が同社の事業運営にとって非常に重要であるという認識のもと、JPXの取締役会において、役職員の法令遵守や内部管理体制の在り方について適宜提言を行ってまいりました。

候補者番号

11

社外

再任

独立役員



め っ と き ゃ ふ や す こ
メットキャフ 康子

生年月日	1966年6月10日
取締役在任期間	1年（本総会終結時）
取締役会出席状況	8回のうち8回出席（100%）
所有する当社株式の数	—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年5月	米国公認会計士（USCPA）試験合格
1990年9月	KPMG LLP シカゴ事務所入所
1990年11月	米国公認会計士登録（イリノイ州）
1999年12月	KPMG Thailand 駐在
2000年10月	KPMG LLP パートナー
2003年10月	KPMG Thailand 駐在終了
	KPMG LLP シカゴ事務所帰任
	KPMG LLP 米国中西部日系企業向けサービス統括パートナー
2024年9月	KPMG LLP 退所
2025年6月	当社社外取締役（現任）

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

メットキャフ康子氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、米国公認会計士（USCPA）としての財務および会計に関する相当程度の知見や、長年にわたる米国監査法人での監査、税務、コンサルティングの経験から、国際的な企業経営および企業統治の分野における高い見識を有しているため、専門的な見地から、客観的な意見や提言を行っております。

今後もこれらの豊富な知見、経験に加え、グローバルな視点から取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏は2024年9月に退所するまでKPMG LLPのパートナーを務めておりました。同法人は当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人と同一のネットワークに属しており、当社グループはKPMG LLPとの間で、当社子会社の監査等に関する取引関係がありますが、双方いずれにおいても連結売上高または取引額の1%未満と僅少であります。加えて、同氏は同法人に勤務中も当社および当社子会社の監査等業務には関与しておらず、当社の定める独立性基準を満たしているため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

また、同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、31頁をご参照ください。

【責任限定契約について】

当社は、メットキャフ康子氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者の選定に当たりましては、透明性や客観性を高めるため、指名・報酬委員会（委員長は社外取締役・委員の過半数は社外取締役）に諮問し、同委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役在任期間	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	上場企業の兼職数	
1	はな おか とよ しげ 花岡 豊茂	社内 新任	開発管理統括副統括	—	—	—	
2	こう ろ むつ ひこ 上良 睦彦	社外 再任 独立役員	取締役 [常勤監査等委員]	2年	9/9回 (100%)	10/10回 (100%)	—
3	こ た に わたる 小谷 渉	社外 再任 独立役員	取締役 [監査等委員]	5年	9/9回 (100%)	10/10回 (100%)	—

- (注) 1. 取締役在任期間は、本総会終結時のものであります。
2. 小谷 渉氏の当社社外取締役としての在任期間は3年、監査等委員である社外取締役としての在任期間は2年となります。

候補者番号

1

社内

新任



はな おか とよ しげ
花 岡 豊 茂

生年月日 1969年11月10日

所有する
当社株式の数 14,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年 5 月	当社入社	2014年 4 月	当社執行役員CS制作管理統括
2006年 4 月	当社開発管理部長	2015年 1 月	当社執行役員CS開発管理統括
2011年 4 月	当社執行役員開発管理統括副統括	2018年 4 月	当社執行役員開発管理統括副統括
2011年 6 月	当社執行役員開発管理統括	2020年 4 月	当社開発管理統括副統括（現任）
2012年10月	当社執行役員CS制作管理統括副統括		

[監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

花岡豊茂氏は、経理および経営企画部門における豊富な経験により、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることに加え、開発管理部門を統括し、開発原価の統制、開発人材や開発進捗の管理等を通じ、持続的な成長に向け、事業と連携した開発体制の強化に尽力してまいりました。

このため、管理、事業および開発の各分野に精通した立場から取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

[責任限定契約について]

同氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定により、同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

候補者番号

2

社外

再任

独立役員



こう ろ むつ ひこ
上 良 睦 彦

生年月日	1965年2月12日
取締役在任期間	2年（本総会終結時）
取締役会出席状況	9回のうち9回出席（100%）
監査等委員会出席状況	10回のうち10回出席（100%）
所有する当社株式の数	600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 4月 国税庁入庁
2018年 7月 国税庁長官官房参事官
2019年 7月 大阪国税局総務部長
2020年 7月 国税庁徴収部徴収課長
2020年10月 国税庁課税部個人課税課長
2021年 7月 国税庁課税部課税総括課長
2022年 7月 札幌国税局長
2023年 7月 国税庁徴収部長
2024年 6月 当社社外取締役〔常勤監査等委員〕（現任）

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

上良睦彦氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、税務行政における専門知識と豊富な経験に加え、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているため、これらの高い見識に基づき、外部の視点から助言やアドバイスを行っております。

今後も独立した客観的な立場から取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、31頁をご参照ください。

【責任限定契約について】

当社は、上良睦彦氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

3

社外

再任

独立役員



こ 谷 渉
わたる

生 年 月 日	1957年4月7日
取 締 役 会 在 任 期 間	5年（本総会終結時）
取 締 役 会 出 席 状 況	9回のうち9回出席（100%）
監 査 等 委 員 会 出 席 状 況	10回のうち10回出席（100%）
所 有 す る 当 社 株 式 の 数	1,600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1980年4月 警察庁入庁
- 2002年8月 愛媛県警察本部長
- 2004年4月 警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長
- 2008年7月 長野県警察本部長
- 2010年8月 警察庁刑事局組織犯罪対策部長
- 2013年1月 警視庁副総監・犯罪抑止対策本部長事務取扱
- 2014年1月 警察大学校長
- 2014年11月 株式会社ゆうちょ銀行統括役
- 2021年6月 公益財団法人日本人事試験研究センター理事（現任）
当社社外取締役
- 2024年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任）

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

小谷 渉氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、長年警察行政に携わっており、サイバーセキュリティや情報セキュリティの分野に精通するとともに、法律全般にわたる広範な専門知識や豊富な経験をもとに、当社の経営に中立かつ客観的な視点で提言や助言を行っております。

今後もリスク管理や適法性確保の観点から取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、31頁をご参照ください。

【責任限定契約について】

当社は、小谷 渉氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

【ご参考】本定時株主総会終結後の取締役会メンバーのスキル・マトリックス

経営理念

ゲームというエンターテインメントを通じて『遊文化』をクリエイトし、人々に感動を与える『感性開発企業』

ビジョン(目指す姿)

最高のコンテンツで世界中の人々を夢中にさせる企業

経営目標

毎期10%連結営業利益増益

当社取締役会

- 当社グループの経営理念・ビジョンのもと、経営目標の達成と持続的な成長を実現するために、**「多様な視点」「豊富な経験」「多様かつ特化した高度なスキル」**を持ったメンバーで構成
- 社外取締役の積極的な参画により、監査・監督機能を発揮できるガバナンス体制

※多様性については、性別、国籍、年齢等に関係なく、人格および識見に基づいて候補者を選定

氏名	当社における地位および担当	性別	独立性 (社外)	会議体および委員会の構成(◎:議長/委員長)			
				取締役会	監査等委員会	指名・報酬委員会	リスク・コンプライアンス委員会
辻本 憲三	代表取締役会長 最高経営責任者(CEO)	男性		◎	—	—	—
辻本 春弘	代表取締役社長、社長執行役員 最高執行責任者(COO)	男性		●	—	—	●
宮崎 智史	代表取締役、副社長執行役員 最高人事責任者(CHO)、最高財務責任者(CFO)	男性		●	—	●	●
石田 義則	取締役、専務執行役員	男性		●	—	—	●
辻本 良三	取締役、専務執行役員 最高製品責任者(CPO)	男性		●	—	—	●
笹原 芳信	取締役、専務執行役員	男性		●	—	●	●
水越 豊	社外取締役	男性	●	●	—	◎	●
武藤 敏郎	社外取締役	男性	●	●	—	—	●
廣瀬 由美	社外取締役	女性	●	●	—	—	●
幸田 真音	社外取締役	女性	●	●	—	●	◎
メットキャフ康子	社外取締役	女性	●	●	—	—	●
花岡 豊茂	取締役[常勤監査等委員]	男性		●	●	●	●
上良 睦彦	社外取締役[常勤監査等委員]	男性	●	●	●	●	●
小谷 渉	社外取締役[監査等委員]	男性	●	●	◎	●	●

*第2号議案および第3号議案が原案どおり承認されますと取締役14名のうち社内取締役7名、社外取締役7名となります。なお、社外取締役7名全員は、独立役員となる予定です。

特に期待する分野についての考え方

企業経営	中長期にわたる成長に向けて、実効的な経営戦略を策定できるよう、上場会社またはそれに準じる企業における代表取締役の経験や他社の社外取締役または社外監査役として会社経営の監督経験を持つ取締役が必要
経営戦略	主力事業の拡大に向けて、迅速な意思決定とリスクへの監督・監視機能を強化した経営体制を構築できるよう、マーケティング、営業等の実務経験や幅広い知見を持ち、中長期的な観点から経営戦略を策定できる取締役が必要
ゲーム業界	大きく変化するグローバル市場や業界動向を把握し、当社独自の開発力とコンテンツ（IP）をもとに、デジタルを活用して効果的な戦略を適時・適切に行うために、各種専門分野での実務経験や知見を持つ取締役が必要
デジタル変革・IT・テクノロジー	
開発・研究	
グローバル感覚・国際性	持続的な成長のため、安定的なキャッシュの確保と資本効率の向上による積極的な戦略的投資を実現する強固な財務基盤の構築には、財務・会計・税務に関する知識・経験を持つ取締役が必要
財務・会計・税務	
法務・リスク管理	持続的な企業価値の向上のためには、会社の重要な経営判断とその業務執行の監督において、取締役会が実効的に機能を発揮できるよう、法務・リスク管理の実務経験や知見を持つ取締役が必要

当社中長期成長戦略の実現に向けて各取締役特に期待する分野

企業経営	経営戦略	ゲーム業界	デジタル変革・IT・テクノロジー	開発・研究	グローバル感覚・国際性	財務・会計・税務	法務・リスク管理
●	●	●	●		●		
●	●	●	●	●	●		
●	●	●	●		●	●	●
	●	●	●	●	●		
	●	●	●		●	●	●
●	●		●		●		
●					●	●	●
●					●	●	●
●	●				●	●	●
	●	●	●	●		●	●
			●			●	●
			●				●

*上記一覧表は、各候補者の有するすべての知見を表すものではありません。

[社外取締役の独立性に関する基準]

当社は、独立性判断基準を定めており、以下の事項に抵触しない者を独立性のある社外取締役と判断しております。

- ①当社グループ（「当社および連結子会社」をいう。以下同様）の業務執行者または過去10年間に於いて業務執行者であった者
- ②当社グループを主要な取引先（双方いずれにおいても連結売上高または取引額の1%以上に該当する企業等）とする者またはその業務執行者
- ③当社グループと主要な取引関係（双方いずれにおいても連結売上高または取引額の1%以上に該当する企業等）がある者または業務執行者
- ④当社の大株主（総議決権の10%以上を保有する株主）もしくはその業務執行者または当社グループが大株主である者
- ⑤当社グループから多額の寄付、融資、債務保証を受けている団体、法人の業務執行者
- ⑥当社グループとの間で取締役を相互に派遣している会社の業務執行者
- ⑦当社グループから役員報酬以外に1,000万円以上の金銭、その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体に属している場合は、当該団体との取引において双方いずれにおいても連結売上高または取引額の1%以上）
- ⑧上記の②から⑦までについては、過去10年間のいずれかの事業年度に該当していた者
- ⑨上記の①から⑧までのいずれかに該当する配偶者または二親等以内の親族

[補償契約について]

当社は、辻本憲三氏、辻本春弘氏、宮崎智史氏、石田義則氏、辻本良三氏、笹原芳信氏、水越 豊氏、武藤敏郎氏、廣瀬由美氏、幸田真音氏およびメットキャブ康子氏ならびに上良睦彦氏および小谷 渉氏の各候補者との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、自己もしくは第三者の不正な利益を図るまたは当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には補償を受けた費用等を返還させることなどを条件としております。

なお、辻本憲三氏、辻本春弘氏、宮崎智史氏、石田義則氏、辻本良三氏、笹原芳信氏、水越 豊氏、武藤敏郎氏、廣瀬由美氏、幸田真音氏およびメットキャブ康子氏ならびに上良睦彦氏および小谷 渉氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、花岡豊茂氏の選任が承認された場合には、当該契約を締結する予定であります。

[役員等賠償責任保険契約について]

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社および子会社の取締役、監査役および執行役員等は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る争訟費用および損害賠償金等を填補することとしております。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

また、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の各候補者が再任または選任された場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2024年6月20日開催の第45期定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役 金森仁氏の選任の効力は、本総会開始の時までとなっております。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者の選定に当たりましては、透明性及客観性を高めるため、指名・報酬委員会（委員長は社外取締役・委員の過半数は社外取締役）に諮問し、同委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



かな もり ひとし
金 森 仁

補欠の監査等委員である
社外取締役候補者

生 年 月 日 1954年8月1日

所 有 す る
当 社 株 式 の 数 —

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	東京地方検察庁検事	2002年4月	財団法人中小企業国際人材育成事業団評議員 (現 公益財団法人国際人材育成機構)
1985年4月	山形地方検察庁検事	2018年10月	金森法律事務所弁護士 (現任)
1988年4月	新潟地方検察庁検事	2020年3月	公益財団法人国際人材育成機構 代表理事・会長 [常勤] (現任)
1992年4月	弁護士登録 (東京弁護士会)		
1996年2月	社会福祉法人武蔵野会理事		

[重要な兼職の状況]

金森法律事務所弁護士
公益財団法人国際人材育成機構代表理事・会長

[補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

金森 仁氏は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、弁護士として知見や豊富な経験を有しており、法律の専門家としての的確な指導や助言により取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、株式会社東京証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

[責任限定契約について]

同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は会社法第427条第1項の規定により、同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

[補償契約について]

同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する予定であります。

ただし、自己もしくは第三者の不正な利益を図るまたは当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には補償を受けた費用等を返還させることなどを条件としております。

[役員等賠償責任保険契約について]

当社は、当社および子会社の取締役、監査役および執行役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る争訟費用および損害賠償金等を填補することとしております。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

[その他候補者に関する事項]

同氏は2020年3月より公益財団法人国際人材育成機構の代表理事・会長を務めておりますが、同法人は、過去の事業年度において特定事業者に対し特別の利益を供与したとの情報に基づき、調査の結果、2021年7月および10月に行政庁（内閣総理大臣）より勧告を受けております。

当該特定事業者に対する利益供与の期間において、同氏は同法人の顧問弁護士・評議員でありましたが、業務には携わっておらず、利益供与に係る取引に関して一切認知しておりませんでした。

なお、同氏は発覚後、代表理事・会長に就任するとともに、コンプライアンス室の設置をはじめとする事業執行体制の改革、監査体制の充実、規程の整備、各理事等の牽制体制の発揮などの改善を直ちに実施し、関係法令に則りコンプライアンスを重視した事業運営に努めております。

第5号議案から第8号議案までに共通するご参考事項

当社は、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）について、当社グループの中長期的な企業価値向上に向けた取組みをより強化し、安定的な利益成長に向けたインセンティブを拡大するとともに、株主の皆様とより一層の価値共有を図ることなどを目的として、報酬制度を見直すことといたしました。

報酬制度の見直しに係る第5号議案から第8号議案までの内容および提案の理由につきましては、38頁から50頁に記載の個別の議案毎に記載しておりますが、これらの議案をご提案するに当たり、以下のとおり、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の現行の報酬制度の概要とともに、今回の改定の全体像についてご説明申し上げます。

1. 報酬制度の見直しについての審議等の経過

当社は、今般の報酬制度の見直しに当たって、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）に諮問し、同委員会の審議・答申を踏まえ、2026年5月13日開催の取締役会において、本定時株主総会で第5号議案から第8号議案までの各議案をご提案することを決定しております。加えて、これらの議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という）についても改定を決定しております。改定後の決定方針の概要は、51頁に記載のとおりであります。

なお、改定後の報酬制度に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く）に付与される当社の普通株式の数（1年間あたりに付与される最大の株式数）は、合計年188万株以内であり、当該株式数の発行済株式総数（2026年4月末現在の発行済株式総数から「株式付与ESOP信託口」が保有する当社の普通株式を含む自己株式を控除した数）に対する割合（希薄化率）は、約0.45%であります。

2. 第5号議案から第8号議案までの議案の概要と当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）報酬制度の概要

(1) 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の現行の報酬制度と改定の概要 （第5号議案から第7号議案関係）

① 本定時株主総会における議案の概要

報酬の種類		概要		現行	改定後	改定の有無
固定報酬	金銭	基本報酬	報酬額（株主総会決議枠）	年額8億円以内	年額8億円以内	改定なし
業績連動報酬 （変動報酬）	短期 金銭	金銭賞与	報酬額（株主総会決議枠） 【第5号議案】	年額8億円以内	年額15億円以内	改定あり
	中期 株式	業績連動型 株式報酬	1年評価	—	年額8億円以内かつ 年64万株以内	新規導入
	長期 株式		3年評価	報酬枠（株主総会決議枠） 【第7号議案】	年額8億円以内かつ 年200万株以内	年額15億円以内かつ 年120万株以内 ^(注2)

(注) 1. 業績連動報酬（変動報酬）の各報酬は、目標の達成度等に応じて金銭または当社の普通株式を支給または交付するものであり、上記改定時点では、対象となる取締役に対して当該金銭または当該株式を支給または交付するか否か、および支給する金額または交付する株式数は確定していません。
2. 既存株主の皆様の希薄化等を考慮し、既存制度の年200万株以内から年120万株以内に改定いたします。

② 報酬制度の改定の概要

報酬の種類と内容			報酬支給の意義・目的	評価指標等	算定式等
改定前	改定後				
種別	種別	構成			
基本報酬	基本報酬	金銭 35%程度	役員・職責等に応じた 堅実な職務遂行	—	役員・職責等に応じた報酬
金銭賞与	金銭賞与	金銭 35%程度	事業年度ごとの 当社グループの 業績向上に対する インセンティブ	連結営業利益 (前年度比)	前年度の金銭報酬 ×(1+連結営業利益の前年度に 対する増減率) ×基本報酬の前年度比 - 当年度の基本報酬
業績連動型 株式報酬 (3年評価)	業績連動型 株式報酬 (1年評価)	株式 12.5%程度	[毎期10%連結営業利益増益] による安定的な利益成長への インセンティブ	連結営業利益 (前年度比)	当年度の金銭賞与 ×連結営業利益の前年度比に 応じた係数
	業績連動型 株式報酬 (3年評価)	株式 17.5%程度	中長期的な業績と企業価値 向上へのインセンティブ	親会社株主に帰属する 当期純利益(3年累計) TSR(TOPIX比較)	評価対象期間開始年度の 基本報酬×50% ×業績等成長目標達成度 ×3年間の株価上昇率

- (注) 1. TSR: Total Shareholder Return (株主総利回り) の略。キャピタルゲインと配当を合わせた、株主にとっての総合投資利回り。以下、「TSR」という。
 2. 「改定後」に記載の構成割合については、2027年3月期において当社グループの経営目標である連結営業利益10%増益が達成された場合の代表取締役の報酬構成であります。なお、会社業績および当社の普通株式の株価の変動等に応じて割合は変動いたします。

(2) 社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の現行の報酬制度と改定の概要（第8号議案関係）

① 本定時株主総会における議案の概要

報酬の種類		概要	現行	改定後	改定の有無	
固定報酬	金銭	基本報酬	報酬額 (株主総会決議枠)	年額1億円以内	年額1億円以内	改定なし
変動報酬	株式	譲渡制限付株式報酬 (非業績連動)	制度導入 【第8号議案】	—	年額500万円以内かつ 年4万株以内	新規導入

(注) 変動報酬である株式報酬は、毎年、対象となる社外取締役に譲渡制限を付した当社の普通株式を交付し、当該社外取締役が当社取締役会で定める一定の期間、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件に、当該地位をいずれも喪失した時点をもってその譲渡制限が解除されることとなる非業績連動の株式報酬であります。

② 報酬制度の改定の概要

報酬の種類と内容			報酬支給の意義・目的	支給条件として 用いる評価指標等	算定式等
改定前 種別	改定後				
	種別	構成			
基本報酬	基本報酬	金銭 75%程度	客観的かつ独立した立場から 当社経営を監督	—	役割・責務に応じた報酬
	譲渡制限付 株式報酬 (非業績連動)	株式 25%程度	中長期的な企業価値向上への インセンティブ	対象期間中の在任	固定額(非業績連動)

(注) 「改定後」に記載の構成割合については、2027年3月期における各社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の割合であります。

第5号議案

取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く)に対する金銭賞与の報酬額改定の件

1. 提案の内容と理由

当社は、2024年6月20日開催の第45期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する金銭報酬について、基本報酬（固定報酬）の報酬額を年額9億円以内（うち社外取締役は1億円以内）とすることにつき、ご承認いただいております。また、同定時株主総会において、当該基本報酬とは別枠で、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という）に対し、業績連動報酬（変動報酬）としての金銭賞与の報酬額を年額8億円以内とすることにつき、ご承認いただき、現在に至っております。

今般、35頁から37頁に記載のとおり、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬制度を見直すことに伴い、上記の金銭賞与の報酬額を年額15億円以内と改定することについて、ご承認をお願いしたいと存じます。

また、上記各報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

現在の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）は6名であり、本定時株主総会の第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）は6名となります。

2. 金銭賞与の報酬額の改定を相当と判断する理由

本議案は、指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会が決定したものであり、かつ、改定後の決定方針（51頁に記載）の内容に沿ったものであることから、相当であるものと判断しております。

また、監査等委員会からも審議の結果、相当である旨の意見表明を受けております。

3. 金銭賞与の概要

業績連動報酬（変動報酬）として支給する金銭賞与は、業績連動性と、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、対象取締役に対して支給する業績連動型の報酬であります。

そのため、金銭賞与は、当社グループの業績の成長度等に応じた業績評価指標として、連結営業利益を指標といたします。具体的には、毎年4月1日から翌年3月31日まで（1事業年度）の期間（以下、「評価期間」という）における連結営業利益等の前年度に対する増減率を対象取締役の金銭報酬総額の増減率と連動させた次の算定式で算定される額の金銭を報酬として支給いたします。

したがって、金銭賞与は、業績の成長度等に応じて金銭を支給するものであり、上記改定時点では、各対象取締役に対して当該金銭を支給するか否かおよび支給する金額は確定しておりません。

【算定式】

$$\boxed{\text{金銭賞与総額}} = \boxed{\text{前年度の金銭報酬総額}} \times \left(1 + \boxed{\text{評価期間の連結営業利益の前年度に対する増減率}} \right) \times \boxed{\text{基本報酬総額の前年度比}} - \boxed{\text{評価期間の基本報酬総額}}$$

(注) 当事業年度より、対象取締役1名当たり30万円の健康診断に係る費用を基本報酬に含めて支給しておりますが、当該費用については、上記【算定式】の「基本報酬総額」および「金銭報酬総額」には含めないことといたします。その他の事項については、改定前の本制度の内容から変更はありません。

なお、対象取締役の個人別の金銭賞与支給額については、上記算定式により求めた金銭賞与総額を事業年度ごとに予め当社取締役会で定めた対象取締役の役位、職責等に応じた比率において配分した額といたします。

4. 金銭賞与を受ける権利の喪失およびクローバック

対象取締役は、当社取締役会において定める一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、金銭賞与を受ける権利を喪失することといたします。

また、対象取締役は、指名・報酬委員会での審議・答申の結果を踏まえて当社取締役会で定めるところにより、重大な不正行為、不正行為を理由とする決算修正または重大な会計上の誤りによる決算修正が発生した場合、当該事業年度およびその前の3事業年度において受け取った金銭賞与の全部または一部を返還するものとします。

5. 今後の制度の改定について

業績評価指標および算定方法は、事業環境の変化や経営目標の見直し等に応じて、指名・報酬委員会に諮問のうえ、取締役会決議により、適宜変更する可能性があります。

第6号議案

取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬制度(評価対象期間1年)の導入の件

1. 提案の内容と理由

今般、35頁から37頁に記載のとおり、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬制度を見直すことに伴い、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という）に対し、本定時株主総会の第7号議案に記載の評価対象期間を3年とする業績連動型株式報酬制度とは別に、新たに評価対象期間を1年とする業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という）を導入することについて、ご承認をお願いしたいと存じます。

本制度は、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する基本報酬枠、対象取締役に対する金銭賞与枠および業績連動型株式報酬制度（評価対象期間3年）とは別枠で、対象取締役に対して本制度に基づき業績連動型株式報酬（評価対象期間1年）を付与するものであります。

なお、本制度に係る報酬枠について、対象取締役への譲渡制限を付した当社の普通株式（以下、「譲渡制限付株式（RS）」という）の交付または交付のために支給される金銭報酬債権の総額は、年額8億円以内および交付する当社の普通株式（以下、「当社株式」という）の総数は年64万株以内といたします。

また、現在の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）は6名であり、本定時株主総会の第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）は6名となります。

2. 本制度の導入を相当と判断する理由

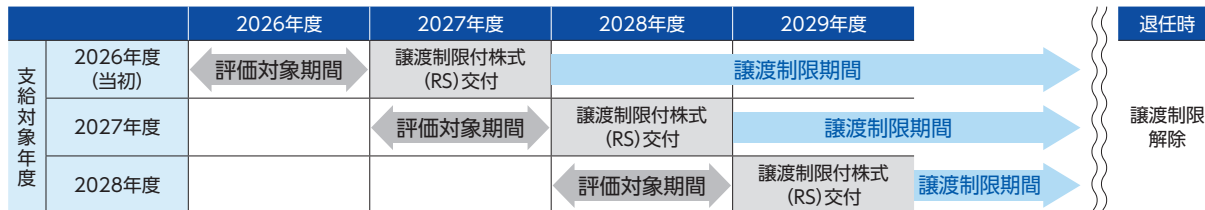
本議案は、指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会が決定したものであり、かつ、改定後の決定方針（51頁に記載）の内容に沿ったものであることから、相当であるものと判断しております。

また、監査等委員会からも審議の結果、相当である旨の意見表明を受けております。

3. 本制度の概要

本制度は、当社グループの経営目標である「每期10%営業利益増益」の達成と安定的な利益成長に向けたインセンティブを高め、株主の皆様との一層の価値共有を図るため、対象取締役に対し、毎年4月1日から翌年3月31日まで（1事業年度）の期間（以下、「評価対象期間」という）における目標の達成度等に応じて、原則として、後記（4）のとおり算定される数の当社株式を評価対象期間終了後に交付する業績連動型の株式報酬であり、その概要は次の図のとおりであります。

(参考)業績連動型株式報酬制度(評価対象期間1年)



(注) 当初の支給対象年度は2026年度であり、評価対象期間は2026年4月1日から2027年3月31日までの1事業年度であります。2027年度以降も、本制度に基づき、本定時株主総会で承認を受けた範囲内で、それぞれ当該事業年度を支給対象年度および評価対象期間とする業績連動型株式報酬の付与を予定しています。

したがって、業績連動型株式報酬(評価対象期間1年)は、業績目標の達成度等に応じて当社株式を交付するものであり、本制度の導入の時点では、各対象取締役に対して当該株式を交付するか否かおよび交付する株式数は確定しておりません。

(1) 譲渡制限付株式割当契約の内容

本制度による業績連動型株式報酬(評価対象期間1年)としての当社株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役(当社の取締役会決議の日において当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にある対象取締役に限る)との間で譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」という)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社株式(以下、「本割当株式」という)について、本割当株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下、「譲渡制限」という)。
- ② 対象取締役による法令、社内規則または本割当契約の違反その他の理由により、当社が本割当株式を無償取得することが相当であると当社取締役会で定める事由に該当した場合、当社は本割当株式を無償で取得する。

(2) 譲渡制限付株式の割当方法等

当社は、業績連動型株式報酬(評価対象期間1年)として、評価対象期間における業績指標の成長度等に応じて譲渡制限付株式(RS)の交付等を行うものとし、

譲渡制限付株式(RS)の交付は、下記の(i)または(ii)の方法によります。

- (i) 取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずに無償で当社株式を割り当てる。

- (ii) 当該対象取締役が割当てを受ける株式数に、割当てを受ける当社株式の払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を支給し、各対象取締役による当該金銭報酬債権の現物出資と引換えに、各対象取締役に当社株式を割り当てる。

なお、前記 (i) の方法による場合の対象取締役の報酬額および上記 (ii) の方法による場合に対象取締役が割当てを受ける当社株式の払込金額は、当該割当ての決定に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲で当社取締役会が決定した額といたします。

(3) 業績連動型株式報酬（評価対象期間1年）の上限

対象取締役への譲渡制限付株式（RS）の交付または交付のために支給される金銭報酬債権（前記 (ii) の方法による場合に限る）の総額は、年額8億円以内といたします。

また、交付する当社株式の総数は年64万株以内とし、当該株式数の発行済株式総数（2026年4月末現在の発行済株式総数から「株式付与ESOP信託口」が保有する当社株式を含む自己株式を控除した数）に対する割合は0.15%であります。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社株式の株式分割（当社株式の無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合その他発行または処分される当社株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。

(4) 業績連動型株式報酬（評価対象期間1年）の算定方法

各対象取締役に交付する譲渡制限付株式（RS）の数は、下記の算定式に従って算定いたします。

【算定式】

$$\boxed{\text{各対象取締役に交付する譲渡制限付株式(RS)数}} = \boxed{\text{基準株式数 (1)}} \times \boxed{\text{連結営業利益の前年度比に応じた係数 (2)}}$$

- ①「基準株式数」は、対象取締役の評価対象期間における金銭賞与額に応じて当社取締役会において決定いたします。
- ②「連結営業利益の前年度比に応じた係数」は、評価対象期間における連結営業利益の成長率に基づき、対象取締役の役位、職責等を踏まえて当社取締役会で定める係数に応じて、0%から60%までの範囲で算定いたします。

なお、評価対象期間において、対象取締役が死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社取締役会の定める地位を退任した場合、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合、その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合には、必要に応じて、当社取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数および額の当社株式および金銭を交付し、または、当該交付に替えて、当該株式等に相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとしたします。

(5) 業績連動型株式報酬（評価対象期間1年）を受ける権利の喪失およびクローバック

対象取締役は、当社取締役会において定める一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、業績連動型株式報酬（評価対象期間1年）を受ける権利を喪失することといたします。

また、対象取締役は、指名・報酬委員会での審議・答申の結果を踏まえて当社取締役会で定めるところにより、重大な不正行為、不正行為を理由とする決算修正または重大な会計上の誤りによる決算修正が発生した場合、当該事業年度およびその前の3事業年度において受け取った業績連動型株式報酬（評価対象期間1年）の全部または一部を返還するものとします。

(6) 今後の本制度の改定について

業績評価指標、算定方法その他の本制度の内容等については、事業環境の変化や経営目標の見直し等に応じて、指名・報酬委員会に諮問のうえ、取締役会決議により、適宜変更する可能性があります。

第7号議案

取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬制度(評価対象期間3年)の報酬枠改定の件

1. 提案の内容と理由

当社は、2024年6月20日開催の第45期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する基本報酬枠および取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という）に対する金銭賞与枠とは別枠で、対象取締役における評価対象期間を3年とする業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という）に係る報酬枠について、対象取締役への譲渡制限を付した当社の普通株式（以下、「譲渡制限付株式（RS）」という）の交付または交付のために支給される金銭報酬債権の総額を年額8億円以内とすること、および交付する当社の普通株式（以下、「当社株式」という）の総数を年200万株以内とすることにつき、ご承認いただき、現在に至っております。

今般、35頁から37頁に記載のとおり、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬制度を見直すことに伴い、本制度に係る報酬枠を年額15億円以内、本制度に基づき対象取締役に交付する当社株式の総数を年120万株以内と改定することについて、ご承認をお願いしたいと存じます。

第5号議案、第6号議案および本議案が承認可決された場合、対象取締役の報酬は基本報酬、金銭賞与、業績連動型株式報酬（評価対象期間1年）および業績連動型株式報酬（評価対象期間3年）で構成されることとなります。

なお、現在の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）は6名であり、本定時株主総会の第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）は6名となります。

2. 本制度の報酬枠の改定を相当と判断する理由

本議案は、指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会が決定したものであり、かつ、改定後の決定方針（51頁に記載）の内容に沿ったものであることから、相当であるものと判断しております。

また、監査等委員会からも審議の結果、相当である旨の意見表明を受けております。

3. 本制度の概要

本制度は、当社グループの中長期的な業績と企業価値の持続的な向上を図るさらなるインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象取締役に對し、毎年4月1日から3年後の3月31日までの連続する3事業年度の期間（以下、「評価対象期間」という）中の目標の達成度等に応じて、原則として、後記（4）のとおり算定される数の当社株式を評価対象期間終了後に交付する業績連動型の株式報酬であり、その概要は次の図のとおりであります。

(参考)業績連動型株式報酬制度(評価対象期間3年)

		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	退任時
支給対象年度	2024年度 (導入時)	← 評価対象期間 →			譲渡制限付 株式(RS)交付	→ 譲渡制限期間 →				譲渡制限 解除
	2025年度		← 評価対象期間 →		譲渡制限付 株式(RS)交付	→ 譲渡制限期間 →				
	2026年度 (改定後当初)			← 評価対象期間 →		譲渡制限付 株式(RS)交付	→ 譲渡制限期間 →			
	2027年度				← 評価対象期間 →		譲渡制限付 株式(RS)交付	→ 譲渡制限期間 →		

(注) 改定後当初の支給対象年度は2026年度であり、評価対象期間は2026年4月1日から2029年3月31日までの3事業年度であります。2027年度以降も、本制度に基づき、本定時株主総会で承認を受けた範囲内で、それぞれ当該事業年度を支給対象年度とし、そこから連続する3事業年度を新たな評価対象期間とする業績連動型株式報酬の付与を予定しています。

したがって、業績連動型株式報酬（評価対象期間3年）は、業績等の成長目標の達成度に応じて当社株式を交付するものであり、本制度の改定の時点では、各対象取締役に対して当該株式を交付するか否かおよび交付する株式数は確定しておりません。

(1) 譲渡制限付株式割当契約の内容

業績連動型株式報酬制度（評価対象期間1年）と同様といたします。詳細は、第6号議案3. (1)をご参照ください。なお、改定前の本制度の内容から変更はありません。

(2) 譲渡制限付株式の割当方法等

当社は、業績連動型株式報酬（評価対象期間3年）として、評価対象期間における業績指標や企業価値・株主価値の成長度等に応じて譲渡制限付株式（RS）の交付等を行うものとします。

譲渡制限付株式（RS）の交付の方法は、業績連動型株式報酬制度（評価対象期間1年）と同様といたします。詳細は、第6号議案3. (2)をご参照ください。なお、改定前の本制度の内容から変更はありません。

(3) 業績連動型株式報酬（評価対象期間3年）の上限

対象取締役への譲渡制限付株式（RS）の交付または交付のために支給される金銭報酬債権（第6号議案3. (2) (ii) の方法による場合に限る）の総額は、年額15億円以内といたします。

また、交付する当社株式の総数は年120万株以内とし、当該株式数の発行済株式総数（2026年4月末現在の発行済株式総数から「株式付与ESOP信託口」が保有する当社株式を含む自己株式を控除した数）に対する割合は0.29%であります。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社株式の株式分割（当社株式の無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合その他発行または処分される当社株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。

(4) 業績連動型株式報酬（評価対象期間3年）の算定方法

各対象取締役に交付する譲渡制限付株式（RS）の数は、下記の算定式に従って算定いたします。なお、改定前の本制度の内容から変更はありません。

【算定式】

$$\boxed{\text{各取締役に交付する譲渡制限付株式(RS)数}} = \boxed{\text{基準株式数 (①)}} \times \boxed{\text{業績等成長目標達成度 (②)}}$$

①「基準株式数」は、対象取締役の役位、職責等に応じて当社取締役会において決定いたします。

②「業績等成長目標達成度」は、評価対象期間における当社取締役会で定める評価指標の達成割合に応じて、0%から150%までの範囲で算定いたします。

なお、評価対象期間において、対象取締役が死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社取締役会の定める地位を退任した場合、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合、その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合には、必要に応じて、当社取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数および額の当社株式および金銭を交付し、または、当該交付に替えて、当該株式等に相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものといたします。

(5) 業績連動型株式報酬（評価対象期間3年）を受ける権利の喪失およびクローバック

業績連動型株式報酬制度（評価対象期間1年）と同様といたします。詳細は、第6号議案3. (5)をご参照ください。なお、改定前の本制度の内容から変更はありません。

(6) 今後の本制度の改定について

業績等評価指標、算定方法その他の本制度の内容等については、事業環境の変化や経営目標の見直し等に応じて、指名・報酬委員会に諮問のうえ、取締役会決議により、適宜変更する可能性があります。

第8号議案

社外取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する 譲渡制限付株式報酬制度の導入の件

1. 提案の内容と理由

当社は、2024年6月20日開催の第45期定時株主総会において、当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象社外取締役」という）に対する報酬制度を基本報酬（金銭報酬）のみとし、その報酬額については、年額1億円以内とすることにつき、ご承認いただき、現在に至っております。

今般、35頁から37頁に記載のとおり、当社の取締役の報酬制度を見直すことに伴い、対象社外取締役の報酬制度について、上記の基本報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式報酬に係る制度（以下、「本制度」という）を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本制度において対象社外取締役への譲渡制限を付した当社の普通株式（以下、「譲渡制限付株式（RS）」という）の交付または交付のために支給される金銭報酬債権の総額は、年額50百万円以内および交付する当社の普通株式（以下、「当社株式」という）の総数は年4万株以内といたします。

本議案が承認可決された場合、対象社外取締役の報酬は、基本報酬に加え、中長期的な企業価値向上へのインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬（非業績連動）で構成されることとなります。

なお、現在の社外取締役（監査等委員である取締役を除く）は5名であり、本定時株主総会の第2号議案が原案どおり承認可決されますと、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）は5名となります。

2. 本制度の導入を相当と判断する理由

本議案は、指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会が決定したものであり、かつ、改定後の決定方針（51頁に記載）の内容に沿ったものであることから、相当であるものと判断しております。また、監査等委員会からも審議の結果、相当である旨の意見表明を受けております。

3. 本制度の概要

本制度は、客観的かつ独立した立場からの当社経営の監督と株主の皆様との価値共有の観点から、対象社外取締役に対し、毎年、譲渡制限を付した当社株式を付与し、当該対象社外取締役が、定時株主総会開催日から翌年の定時株主総会開催日までの期間（以下、「役務提供期間」という）、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件に、当該地位をいずれも喪失した時点をもってその譲渡制限が解除されることとなる非業績連動の株式報酬であり、その概要は次の図のとおりであります。

(参考) 譲渡制限付株式報酬制度(非業績連動)

		2026年 定時株主総会	2027年 定時株主総会	2028年 定時株主総会	2029年 定時株主総会	退任時
支給対象年度	2026年度 (導入当初)	譲渡制限付株式(RS)交付 ← 役務提供期間 →	譲渡制限付株式(RS)権利確定	譲渡制限期間 →		譲渡制限解除
	2027年度		譲渡制限付株式(RS)交付 ← 役務提供期間 →	譲渡制限付株式(RS)権利確定	譲渡制限期間 →	
	2028年度			譲渡制限付株式(RS)交付 ← 役務提供期間 →	譲渡制限付株式(RS)権利確定	

(注) 導入初年度(当初)は、2026年定時株主総会後の取締役会における決議に基づき、譲渡制限期間を当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間とし、役務提供期間を2027年定時株主総会までの期間とする譲渡制限付株式(RS)の付与を行います。2027年度以降も、本定時株主総会で承認を受けた範囲内で、それぞれ譲渡制限付株式報酬の付与を予定しています。

(1) 譲渡制限付株式の割当方法等

当社は、譲渡制限付株式報酬として、当社の取締役会決議に基づき、対象社外取締役に対し、譲渡制限付株式(RS)の交付等を行うものとします。

譲渡制限付株式(RS)の交付は、下記の(i)または(ii)の方法によります。

- (i) 対象社外取締役からの募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずに、取締役の職務執行の対価として、当社が無償で当社株式(譲渡制限付株式)を割り当てる方式(以下、「無償交付方式」という)
- (ii) 対象取締役が当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として付与し、当社株式(譲渡制限付株式)を割り当てる方式(以下、「現物出資方式」という)

なお、無償交付方式による場合の対象社外取締役の報酬額および現物出資方式による場合に対象社外取締役が割当てを受ける当社株式の払込金額は、当該割当ての決定に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象社外取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会が決定した額といたします。

(2) 譲渡制限付株式報酬の上限

対象社外取締役への譲渡制限付株式（RS）の交付または交付のために支給される金銭報酬債権（現物出資方式の方法による場合に限る）の総額は、基本報酬枠（年額1億円以内）とは別枠で、無償交付方式および現物出資方式をあわせて、年額50百万円以内といたします。

また、交付する当社株式の総数は年4万株以内とし、当該株式数の発行済株式総数（2026年4月末現在の発行済株式総数から「株式付与ESOP信託口」が保有する当社株式を含む自己株式を控除した数）に対する割合は0.01%であります。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社株式の株式分割（当社株式の無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合その他発行または処分される当社株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。

(3) 対象社外取締役への具体的な支給時期および配分

各対象社外取締役への具体的な支給時期および配分については、指名・報酬委員会の審議・答申を経たうえで、取締役会において決定することといたします。

(4) 対象社外取締役が日本国非居住者である場合

当社は、本制度による金銭報酬債権額および割当株式数を決定する取締役会の時点で対象社外取締役に日本国非居住者がいる場合には、本制度に基づき交付される譲渡制限付株式（RS）の割当てを行う代わりに、金銭報酬の報酬枠の範囲内で、当該対象社外取締役に対して金銭報酬（株価連動型金銭報酬〔ファントムストック〕を含む）を交付することができるものといたします。

(5) 譲渡制限付株式割当契約の内容

本制度としての当社株式の発行または処分に当たっては、当社と対象社外取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象社外取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社株式（以下、「本割当株式」という）について、本割当株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という）。
- ② (a) 対象社外取締役による法令、社内規則または本割当契約の違反その他の理由により、当社が本割当株式を無償取得することが相当であると当社取締役会で定める事由に該当した場合、および、(b) 対象社外取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下、「役務提供期間」という）が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位をいずれも喪失した場合（当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除く）、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

- ③ 当社は、対象社外取締役が、役務提供期間の間、継続して、前記②に定めるいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象社外取締役が、前記②に定める当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に前記②に定める地位をいずれも喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- ④ 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記③の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ⑤ 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合、その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合には、必要に応じて、当社取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- ⑥ 上記⑤に規定する場合においては、当社は、上記⑤の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ⑦ 本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。
- (6) 譲渡制限付株式報酬を受ける権利の喪失およびクローバック
対象社外取締役は、当社取締役会において定める一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、譲渡制限付株式報酬を受ける権利を喪失することといたします。
また、対象社外取締役は、指名・報酬委員会での審議・答申の結果を踏まえて当社取締役会で定めるところにより、当該対象社外取締役が重大な不正行為に関与し、当該不正行為を理由とする決算修正または重大な会計上の誤りによる決算修正が発生した場合、当該事業年度およびその前の3事業年度において受け取った譲渡制限付株式報酬の全部または一部を返還するものとします。
- (7) 今後の本制度の改定について
本制度の内容等については、事業環境の変化等に応じて、指名・報酬委員会に諮問のうえ、取締役会決議により、適宜変更する可能性があります。

【ご参考①】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針 (第5号議案から第8号議案までの各議案が承認された場合)

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は「第47期 報告書」10頁の事業報告に記載のとおりであります。本定時株主総会における第5号議案から第8号議案までの各議案をご承認いただいた場合は、以下のとおり内容を変更いたします。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という）は、取締役会が社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）に諮問のうえ、同委員会の審議・答申を踏まえ、以下のとおり決定しております。

2. 決定方針の内容の概要

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、客観性と透明性を確保するため、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で取締役会が指名・報酬委員会に諮問し、同委員会は以下の方針をもとに審議・答申し、取締役会で決定します。

① 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、役位、職責等に応じた堅実な職務遂行を促すための基本報酬（固定報酬）に業績連動報酬（変動報酬）を加え、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した報酬制度および報酬構成とします。業績連動報酬（変動報酬）は、短期インセンティブとしての金銭賞与および評価対象期間を1年とする株式報酬に加え、中長期インセンティブとしての評価対象期間を3年とする株式報酬で構成します。

② 社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督するという役割に鑑みて、業績との連動は行わず、基本報酬（固定報酬）に加え、株主との価値共有の観点から中長期的な企業価値向上へのインセンティブとしての非業績連動株式報酬（変動報酬）で構成します。

(2) 監査等委員である取締役の報酬等の決定方針

監査等委員である取締役の個人別の報酬等は、独立性の確保から業績との連動は行わず基本報酬（固定報酬）のみとし、常勤および非常勤等を勘案のうえ、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で各監査等委員である取締役の協議により決定します。

【ご参考②】取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の個人別の業績連動報酬の算定方法（改定後の報酬制度導入時点）

1. 金銭賞与

・金銭賞与の算定方法

各取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）（以下、「対象取締役」という）の金銭賞与の額は、毎月4月1日から翌年3月31日までの1事業年度を評価期間とし、下記の算定式に従って算定した金銭賞与総額を、事業年度ごとに予め当社取締役会で定めた対象取締役の役位、職責等に応じた比率において配分した額とします。

【算定式】

$$\text{金銭賞与総額} = \text{前年度の金銭報酬総額} \times \left(1 + \frac{\text{評価期間の連結営業利益の前年度に対する増減率}}{\text{前年度}} \right) \times \frac{\text{基本報酬総額の前年度比}}{\text{前年度}} - \text{評価期間の基本報酬総額}$$

(注) 当社は対象取締役1名当たり30万円の健康診断に係る費用を基本報酬に含めて支給しておりますが、当該費用については、上記【算定式】の「基本報酬総額」および「金銭報酬総額」には含めないこととします。

2. 業績連動型株式報酬

・業績連動型株式報酬の算定方法

業績連動型株式報酬として、各対象取締役に交付する譲渡制限を付した当社の普通株式（以下、「譲渡制限付株式（RS）」という）の数は、下記の算定式に従って算定します。

【評価対象期間を1年とする業績連動型株式報酬】

毎年4月1日から翌年3月31日までの1事業年度を評価対象期間（以下、「評価対象期間（1年）」という）とする業績連動型株式報酬の算定式は下記のとおりであります。

・譲渡制限付株式（RS）の交付数の算定方法

【算定式】

$$\text{各対象取締役に交付する譲渡制限付株式(RS)数} = \text{基準株式数} \text{ (①)} \times \text{連結営業利益の前年度比に応じた係数} \text{ (②)}$$

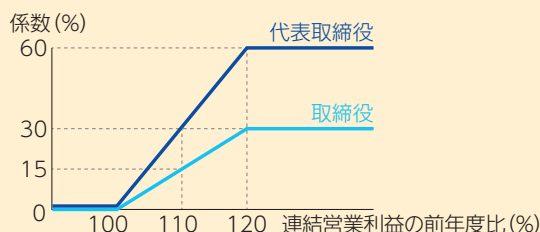
①「基準株式数」は、以下の算定式により算定される数とします。

【算定式】

$$\text{基準株式数} \text{ (①)} = \frac{\text{金銭賞与総額} \text{ (a)}}{\text{対象取締役の役位、職責等に応じた係数} \text{ (b)}} \div \text{基準株価} \text{ (c)}$$

- (a) 「金銭賞与総額」は、前記「1. 金銭賞与」に記載のとおり算定します。
- (b) 「対象取締役の役位、職責等に応じた係数」は、対象取締役の役位、職責等に応じて当社取締役会において決定します。
- (c) 「基準株価」は、当該割当ての決定に係る当社取締役会決議の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式(以下、「当社株式」という)の終値とします。

- ② 「連結営業利益の前年度比に応じた係数」は、評価対象期間(1年)における連結営業利益の成長率に応じて、以下のとおり算定します。



【評価対象期間を3年とする業績連動型株式報酬】

毎年4月1日から3年後の3月31日までの連続する3事業年度を評価対象期間(以下、「評価対象期間(3年)」)とする業績連動型株式報酬の算定式は下記のとおりであります。

- ・ 譲渡制限付株式 (RS) の交付数の算定方法

【算定式】

$$\text{各対象取締役に交付する譲渡制限付株式(RS)数} = \text{基準株式数 (①)} \times \text{業績等成長目標達成度 (②)}$$

- ① 「基準株式数」は、以下の算定式により算定される数とします。

$$\text{基準株式数 (①)} = \text{基準額 (a)} \times \text{対象取締役の役位、職責等に応じた係数 (b)} \div \text{基準株価 (c)}$$

- (a) 「基準額」は、評価対象期間(3年)開始年度の対象取締役の基本報酬総額の50%とします。

(注) 当社は、対象取締役1名当たり30万円の健康診断に係る費用を基本報酬に含めて支給しておりますが、当該費用については、「基本報酬総額」には含めないこととします。

- (b) 「対象取締役の役位、職責等に応じた係数」は、各対象取締役の役位、職責等に応じて当社取締役会において決定します。
- (c) 「基準株価」は、評価対象期間(3年)開始の前月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値とします。

- ②「業績等成長目標達成度」は、評価対象期間(3年)の(i)親会社株主に帰属する当期純利益の成長目標達成度および(ii)「当社TSR」を「東証株価指数(TOPIX)の成長率」と相対比較した当社株式成長率の結果に応じて算出され、0%から150%までの範囲で変動する評価係数とします。

$$\text{評価係数} = \left(\text{(i)親会社株主に帰属する当期純利益評価係数} \times \text{ウェイト} 50\% \right) + \left(\text{(ii)TSR評価係数} \times \text{ウェイト} 50\% \right)$$

評価指標	評価割合(ウェイト)	評価係数変動幅	評価方法
(i)親会社株主に帰属する当期純利益	50%	0%~150%	評価対象期間(3年)中に每期10%の成長を達成した場合の累計額と比較し、達成度が41%以上となった場合、50%から150%の範囲で評価係数とする。
(ii)TSR(TOPIX比較)	50%	0%~150%	評価対象期間(3年)における当社TSRを同期間のTOPIX成長率と比較し、成長率が50%以上となった場合、50%から150%の範囲で評価係数とする。
合計	100%	0%~150%	—

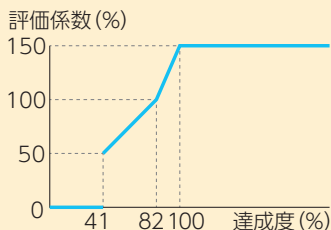
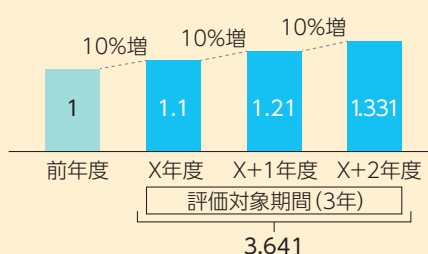
(i) 親会社株主に帰属する当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益評価係数は以下の算定式で算定し、以下のとおり評価したものを評価係数とします。算定された値が41%を下回る場合、評価係数はゼロとします。

【算定式】

$$\text{達成度}(\%) = \frac{\text{評価対象期間(3年)の親会社株主に帰属する当期純利益額累計額}}{\text{評価対象期間(3年)前年度の親会社株主に帰属する当期純利益額} \times 3.641}$$

親会社株主に帰属する当期純利益 成長目標



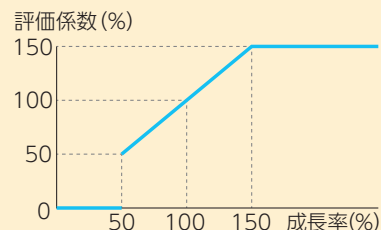
(ii) TSR (TOPIX比較)

TSR評価係数は以下の算定式で算定し、以下のとおり評価したものを評価係数とします。算定された値が50%を下回る場合、評価係数はゼロとします。

【算定式】

$$\text{成長率 (\%)} = \frac{\text{評価対象期間 (3年) 中の当社TSR}}{\text{評価対象期間 (3年) 中のTOPIX成長率}} = \frac{(b+c) \div a}{e \div d}$$

- a：評価対象期間 (3年) 開始の前月の東京証券取引所における当社株式の終値の単純平均値
- b：評価対象期間 (3年) の最終月の東京証券取引所における当社株式の終値の単純平均値
- c：評価対象期間 (3年) 中の剰余金の配当に係る1株当たり配当額累計
- d：評価対象期間 (3年) 開始の前月のTOPIXの単純平均値
- e：評価対象期間 (3年) の最終月のTOPIXの単純平均値



【ご参考③】2026年3月期の対象取締役および対象社外取締役の報酬等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	金銭賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役(社外取締役および 監査等委員である取締役を除く) 【対象取締役】	1,682	672	598	410	8
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く) 【対象社外取締役】	61	61	—	—	6

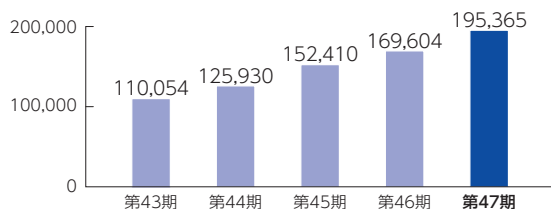
- (注) 1. 対象となる役員の員数には、2025年6月20日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した、対象取締役2名および対象社外取締役1名分を含んでおります。
2. 金銭賞与は、支給予定の額であります。
3. 業績連動型株式報酬は、当事業年度における評価対象期間を3年とする業績連動型株式報酬制度に係る費用計上額および当事業年度中の退任対象取締役2名に対する同制度に係る支給額(ただし、支給額は前年度までに引当金として費用計上した額を除いた額)の合計額を記載しております。

[ご参考] 業績ハイライト

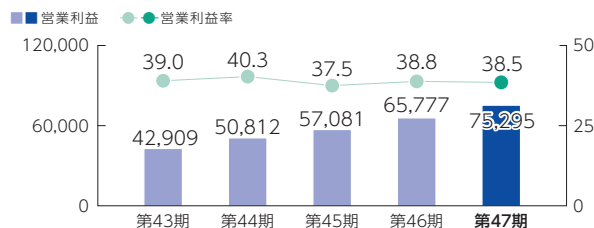
主要な経営指標の推移(連結)

区分	期別	第43期 (2022年3月期)	第44期 (2023年3月期)	第45期 (2024年3月期)	第46期 (2025年3月期)	第47期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	110,054	125,930	152,410	169,604	195,365
営業利益	(百万円)	42,909	50,812	57,081	65,777	75,295
営業利益率	(%)	39.0	40.3	37.5	38.8	38.5
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	32,553	36,737	43,374	48,453	54,587
1株当たり当期純利益	(円)	76.24	87.36	103.71	115.85	130.50
ROE [自己資本利益率]	(%)	24.4	23.9	24.4	23.0	22.1
DOE [純資産配当率]	(%)	7.3	8.7	8.2	7.9	7.6

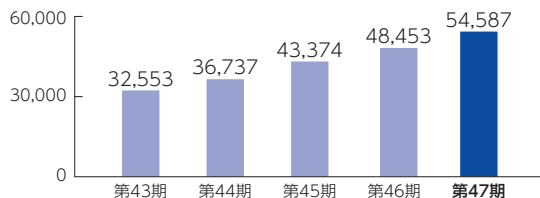
売上高 (百万円)



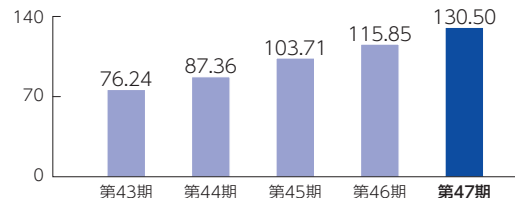
営業利益 (百万円)・営業利益率 (%)



親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円)



以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におきまして、当社グループは、グローバル市場においてさらなる進化と拡大を図るため、デジタル販売の継続的な強化を主軸とした成長投資を積極的に推し進めました。また、当社グループの最優先課題の一つである人材投資戦略について、安定的、持続的な成長のため、将来を支える人材の確保と育成に向けた人的資本への投資を継続し、中長期的な企業価値向上を図りました。

事業の状況につきましては、中核事業であるデジタルコンテンツ事業において、主力シリーズの大型新作タイトル『バイオハザード レクイエム』の投入やリピータイトルの販売強化、新型ゲーム機向け移植タイトルの発売により、グローバルに販売本数の増加を図りました。これにより、当連結会計年度におけるデジタルコンテンツ事業は、253タイトルを244の国や地域に販売し、販売本数は5,907万本と前期5,187万本を上回り、業績向上に寄与しました。

また、当社グループの主力コンテンツとeスポーツ・映像・キャラクタービジネスとの連携によるIPの持つブランド力の向上に努めました。加えて、アミューズメント施設事業における堅実な店舗運営と新業態店舗や国内外への出店の推進、アミューズメント機器事業におけるスマートパチスロの継続投入や当社グループの人気IP活用等の施策により、収益の向上を図りました。

このほか、当社グループは、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）において、大阪府・市などが出展した「大阪ヘルスケアパビリオン」への協賛、参加等により、地域・文化・技術の振興に努めてまいりました。

この結果、売上高は1,953億65百万円（前期比15.2%増）、営業利益は752億95百万円（前期比14.5%増）、経常利益は741億34百万円（前期比12.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は545億87百万円（前期比12.7%増）と、13期連続の営業増益を達成しました。

売 上 高

1,953億65百万円 (前期比15.2%増)

営 業 利 益

752億95百万円 (前期比14.5%増)

経 常 利 益

741億34百万円 (前期比12.9%増)

親会社株主に帰属する当期純利益

545億87百万円 (前期比12.7%増)

事業別の状況

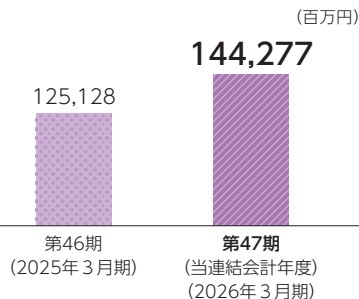


デジタルコンテンツ事業

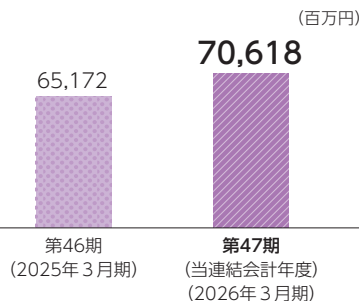


当事業におきましては、2月発売のシリーズ最新作『バイオハザード レクイエム』（プレイステーション 5、Xbox Series X|S、Nintendo Switch 2、パソコン用）が、最新のグラフィック技術や没入感により高い評価を得たほか、グローバルに幅広いユーザーから支持され、全世界で販売本数600万本を突破するなど好調に推移しました。あわせて、『バイオハザード RE:4』、『バイオハザード ヴィレッジ』のほか、同シリーズのリピータイトルも販売が続伸びました。加えて、3月発売の「モンスターハンター」シリーズのRPG作品『モンスターハンターストーリーズ 3～運命の双竜～』（Nintendo Switch 2、プレイステーション 5、Xbox Series X|S、パソコン用）が業績に寄与しました。このほか、過去作のNintendo Switch 2 向け展開を拡充するなど、積極的なマルチプラットフォーム戦略の推進により、さらなるユーザー層の拡大に弾みをつけました。

売上高



営業利益



『バイオハザード レクイエム』

リポートタイトルにおいては、『ストリートファイター6』について、引き続きeスポーツ展開との連携や新型ゲーム機への展開等によるブランド認知とユーザー数の拡大を推し進めたことなどにより、累計販売本数が全世界で600万本を突破しました。加えて、『デビル メイ クライ 5』をはじめとする「デビル メイ クライ」シリーズの過去作が、映像作品との連携による価格施策や、IPの認知拡大によるブランド価値向上を図ったことにより業績向上に貢献したほか、前期2月発売のシリーズ最新作『モンスターハンターワールド』の累計販売本数が1,100万本を突破し、同シリーズの過去作『モンスターハンターライズ』や『モンスターハンターライズ：サンブレイク』が引き続き販売本数を伸ばしました。その結果、リポートタイトルの販売本数は4,946万本と前期3,949万本を上回り、収益を押し上げました。

モバイルコンテンツにおいては、11月に「バイオハザード」シリーズの最新モバイルゲーム『バイオハザード サバイバルユニット』（iOS、Android用）がグローバルに配信され、累計500万ダウンロードを突破するなど、IPの認知拡大に寄与しました。

この結果、売上高は1,442億77百万円（前期比15.3%増）、営業利益は706億18百万円（前期比8.4%増）となりました。



『モンスターハンターストーリーズ3 ～運命の双竜～』



『バイオハザード サバイバルユニット』



アミューズメント施設事業



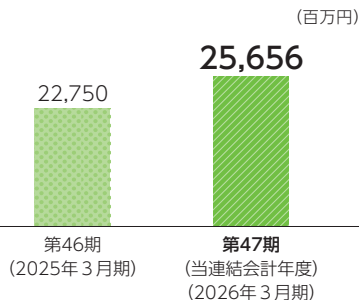
当事業におきましては、ユーザーの消費行動に変化が見られる状況下、引き続き既存店の堅実な店舗運営や新業態での出店効果などにより、収益拡大に貢献しました。また、海外への店舗展開や各店舗におけるイベント実施等により、リアル店舗の魅力の最大化と他事業とのシナジー効果の創出を推進しました。

当期は、7月に当社の最新情報を体験できる「DIVE！CAPCOM」等を併設した体感型施設「CAPCOM CONNECT SPACE（カプコンコネクトスペース）」（大阪府）、3月に当社人気キャラクターをテーマにしたアトラクション等を併設した「CAPCOMIX あべのHoop店」（大阪府）など、新業態での出店拡大に注力しました。

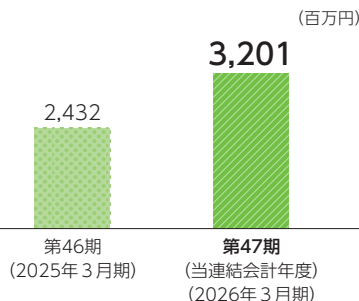
また、4月に当社人気キャラクターグッズの物販店「カプコンストアセンドイ」（宮城県）、2月に「カプコンストアイケブクロ」（東京都）に加え、3月に海外初の直営店として「CAPCOM STORE TAIPEI（カプコンストアタイペイ）」（台湾）をオープンしました。加えて、総合キャラクターグッズ専門店やカプセルトイ専門店など、合計9店舗を出店するとともに1店舗を閉鎖しましたので、施設数は61店舗となっております。また、一部の既存店を新業態のフレーンゲーム専門店「ツカモーヨ」としてリニューアルするなど、積極的な店舗展開を図りました。

この結果、売上高は256億56百万円（前期比12.8%増）、営業利益は32億1百万円（前期比31.6%増）となりました。

売上高



営業利益





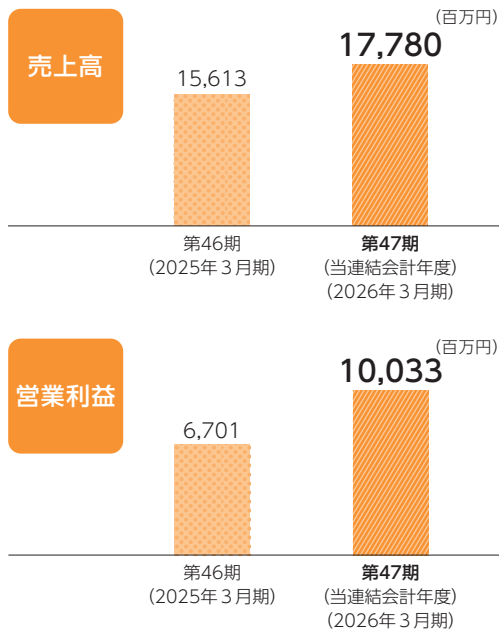
アミューズメント機器事業



当事業におきましては、スマートパチスロの普及が進み、引き続き安定した需要が見込まれる市場環境下、6月稼働の新機種スラスロ『デビル メイ クライ 5 スタイリッシュトライブ』を11千台販売するとともに、10月稼働の新機種スラスロ『新鬼武者3』を24.5千台販売し、収益に貢献しました。

また、前期11月稼働のスラスロ『モンスターハンターライズ』および前期3月稼働のスラスロ『バイオハザード5』がプレイヤーからの高評価による長期稼働を受け、リピート販売も好調に推移しました。

この結果、売上高は177億80百万円（前期比13.9%増）、営業利益は100億33百万円（前期比49.7%増）となりました。



『デビル メイ クライ 5
スタイリッシュトライブ』



『新鬼武者3』



その他事業



その他事業につきましては、eスポーツビジネスにおいて、『ストリートファイター6』を用いた「CAPCOM Pro Tour 2025」を5月から世界各地で開催し、8月から国内でのチームリーグ戦「ストリートファイターリーグ: Pro-JP 2025」および11月から米国・欧州においても同チームリーグ戦を開催するなど、グローバル規模でのユーザー層の裾野拡大に向けた展開を図りました。さらに、決勝大会である「CAPCOM CUP 12」および「ストリートファイターリーグ: ワールドチャンピオンシップ 2025」を3月に両国国技館で開催し、来場者は過去最高の2万人を記録するなど、グローバル規模でのeスポーツの振興を図りました。

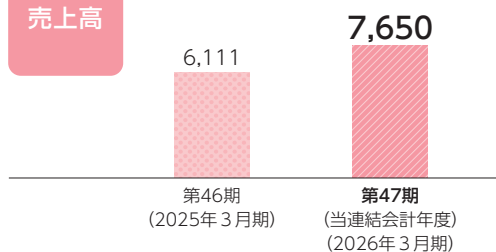
映像ビジネスにおいては、2025年4月にNetflixの新作アニメ『Devil May Cry』が全世界で配信されました。加えて、Legendary Entertainment社との共同出資による、「ストリートファイター」シリーズを原作としたハリウッド実写映画について、今年10月の公開を発表するなど、主力IPの映像化による認知拡大に努めました。

キャラクタービジネスにおいては、人気タイトル等のキャラクターグッズや各種イベント展開などに注力しました。さらに、当社ゲーム開発のプロセス等を展示した「大カプコン展 -世界を魅了するゲームクリエイション」が大阪を皮切りに各地で開催され好評を博すなど、コーポレートブランドの価値向上に向けた施策を講じました。

この結果、売上高は76億50百万円（前期比25.2%増）、営業利益は36億45百万円（前期比46.7%増）となりました。

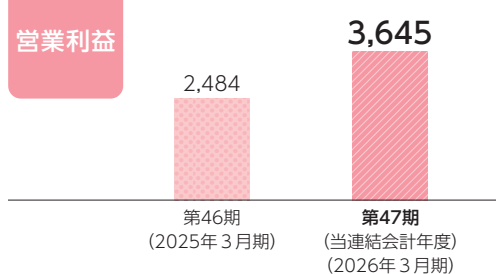
売上高

(百万円)



営業利益

(百万円)



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は177億13百万円であり、主なものといたしましては、アミューズメント施設機器、事業用地の取得および事務の合理化への投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、増資および社債発行による調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、ゲームコンテンツの増加やグローバルベースでのユーザーの拡大を背景に、主力のデジタルコンテンツ事業の市場規模は堅調な成長が見込まれる一方、コンテンツの提供チャネルの増加やデバイスの多様化、生成AIの普及をはじめとする技術革新の進展により、事業を取り巻く環境は急速に変化を遂げております。

このような環境下、当社グループは、引き続き中期経営目標である「每期10%営業利益増益」の達成と、中長期ビジョンである「最高のコンテンツで世界中の人々を夢中にさせる企業」の実現を目指してまいります。そのため、当社ブランドのさらなる浸透と新規ユーザーの獲得を図り、魅力ある当社コンテンツの展開を、より一層グローバルに拡大すべく注力してまいります。

主力のデジタルコンテンツ事業においては、年間1億本の販売に向け、240を超える国・地域での販売網の拡充に加え、国・地域の特性に応じたマーケティングの強化とユーザーニーズの把握に努め、長期的な価格施策とグローバル販売の強化に取り組んでまいります。加えて、アミューズメント施設事業やアミューズメント機器事業において人気IPや主力コンテンツを活用した展開を図るとともに、映像作品への投資とその活用、ライセンス商品、eスポーツ等への展開により、IPの認知向上による潜在ユーザーの掘り起こしと収益機会の最大化に努めてまいります。

また、上記の戦略に加え、持続的な成長の原動力となる人材投資戦略を推し進めるとともに、新規IPの創出と主要IPの活用によるパイプラインの拡充や新技術への対応を推進するため、当社独自の開発エンジン等の最先端技術の研究開発や開発環境構築のための積極的な成長投資を図ることにより、引き続き経営目標の達成に取り組んでまいります。

今後も様々な活動を通じて、経営理念である「ゲームというエンターテインメントを通じて『遊文化』をクリエイトし、人々に感動を与える『感性開発企業』」の実現に向け、取組みを行ってまいります。

① 次期の事業別戦略

次期においては、以上の戦略に基づき以下の点を中心に取り組んでまいります。

ア. デジタルコンテンツ事業

当事業におきましては、今年4月に完全新規IPとして、新感覚のSFアクションアドベンチャーゲーム『プラグマタ』（プレイステーション 5、Xbox Series X/S、パソコン、Nintendo Switch 2 用）を発売したほか、シリーズ最新作『鬼武者 Way of the Sword』（プレイステーション 5、Xbox Series X/S、パソコン用）を投入してまいります。

加えて、当期発売の『バイオハザード レクイエム』、前期発売の『モンスターハンターワイルズ』等のリピートタイトルについても、デジタル販売の強化と販売施策の推進により、収益の最大化と総販売本数の継続的な増加に努めてまいります。さらに、『ストリートファイター6』について、eスポーツ展開の継続やハリウッドでの映画展開により、引き続きブランドの価値向上とユーザー数の拡大を推し進めてまいります。

イ. アミューズメント施設事業

当事業におきましては、新業態店舗の展開を継続するとともに、引き続き国内外での堅実な店舗出店、運営を進めてまいります。また、各店舗におけるイベント実施等により、リアル店舗の魅力の最大化と他事業とのシナジー効果の創出を図ってまいります。

次期は出店9店舗を予定しております。

ウ. アミューズメント機器事業

当事業におきましては、パチスロ市場で継続的需要が見込まれるスマートパチスロにおいて、人気IPを中心に新機種を順次投入してまいります。

次期はスマスロ『バイオハザード RE:3』を今年5月に販売したほか、4機種の投入により販売台数53千台を予定しております。

エ. その他事業

その他事業につきましては、『ストリートファイター6』を活用したeスポーツビジネスにおいて、2026年シーズンも、主要大会の決勝大会である「CAPCOM CUP 13」および「ストリートファイターリーグ: ワールドチャンピオンシップ 2026」について、両国国技館での開催を決定

しております。加えて、次世代選手の育成および競技シーンのさらなる活性化に向け、選手層の多様化と『ストリートファイター6』の一層の認知拡大に努めるとともに、業界振興およびグローバル市場での成長に資する取組みを継続してまいります。

また、当社IPの全世界への浸透拡大を図るため、コンテンツの映像化の推進や他業種とのコラボレーションを通じ、ワンコンテンツ・マルチユース戦略の強みを最大限に活かした施策をグローバルに押し進めてまいります。この一環として、映像ビジネスにおいては「ストリートファイター」シリーズを原作とした実写映画の公開を今年10月に予定しております。

これらの取組みにより、引き続きコンテンツのブランド拡大を図るとともに、コーポレートブランドの価値の最大化に努めてまいります。

② サステナビリティへの取組み

当社グループは、経営理念のもと、事業活動を通じて当社グループの中長期にわたる安定成長と企業価値向上に努めるとともに、すべての人々が安心してゲームを楽しめる世界の実現に向け、社会・環境における共通課題の解決に積極的に取り組んでおります。

当社グループは、これらの取組みを通じて株主、顧客、取引先、従業員および地域社会などのステークホルダーの皆様との信頼関係を構築し、より良い未来の実現を目指してまいります。

ア. 人材投資戦略

当社グループは、企業価値創造の源泉である人的資本への取組みを最優先課題の一つとして位置づけており、最高人事責任者（CHO）を設置し、人材投資戦略を推進しております。

今後も、以下の取組みを実行することにより、企業価値の向上を図ってまいります。

(ア) 将来を支える人材の確保と育成

当社グループは、経営目標の達成に向けた持続的な成長のため、中核的競争力である開発体制の拡充を図るには、開発人員の増強と生産性の向上が重要であると認識しております。

そのため、当社グループは毎期100名以上の開発人員の増員を押し進めるとともに、当社正社員に対し、平均基本年収の継続向上（2022年3月期比で38.2%増額）、業績連動性を高めた賞与制度および従業員向け株式報酬制度の運用、新卒初任給の引き上げ等の

施策を実施し、採用力強化による優秀な人材の確保と従業員の意欲向上に努めております。

加えて、産学連携の一環として自社開発エンジン「RE ENGINE」を活用した学生向けゲーム制作コンペティション「CAPCOM GAMES COMPETITION」を開催し、次世代のゲーム開発を支える人材の発掘と育成を通して、優秀な人材の獲得に向けた機会創出を図っております。また、当社グループでは、開発人員の共有すべき価値観と行動基準を明文化した開発人材ポリシー「CAPCOM-SHIP」を制定し、人材育成や組織マネジメント、チームビルディングへの活用を進めております。

この結果、2026年3月期末における連結従業員数は3,976名、うち開発職は3,011名となっております。引き続き、将来を支える人材の確保・育成を図ってまいります。

(イ) 働く環境の整備と向上

当社グループは、開発の大規模化と技術の高度化に対応するため人員の増強を図っており、開発体制を支える環境および設備の拡充に向けた、事業用資産としての不動産取得等の成長投資を進めております。

また、人権を尊重する会社風土の醸成と働きやすい環境の整備に努めており、研修による役職員の意識向上や、経営層と従業員との直接対話の機会活用などの取組みを継続的に推進しております。引き続き、従業員の離職防止およびエンゲージメント向上に向け、より働きやすい環境づくりに注力してまいります。また、従業員の良好なメンタルヘルス維持のため、多言語で利用可能なカウンセリングサービスの導入や、「カスタマーハラスメント対応指針」の策定等の取組みを推進しております。

(ウ) 人材の多様性の確保

当社グループが、今後より一層の開発体制の拡充を図っていくためには、多様な背景を持つ人材が能力を最大限に発揮できる環境づくりが必要であると考えております。そのため、当社グループは、性別、国籍、年齢等に関係なく採用や評価等を行うなど、多様性のある人材の確保・育成に努めております。

当社は、2029年3月末までに男性の育児休業取得率85%以上、正社員における男女間賃金格差（女性正社員の平均賃金を男性正社員の平均賃金で割った比率）を88%以上とする目標を設定しているほか、パートナーシップ制度の設置、介護セミナーの実施等の取組みを行っております。

また、当社は、2026年3月末時点で37の国や地域の外国籍従業員が在籍しており、一時帰国のための特別休暇制度や日本語教育等の支援体制の充実に努めております。引き続き、多様な背景を持つ人材が活躍できる環境づくりのため、各種取組みの推進と制度拡充を図ってまいります。

(ご参考)

	2022年 3月末	2023年 3月末	2024年 3月末	2025年 3月末	2026年 3月末
連結従業員数 (名)	3,206	3,332	3,531	3,766	3,976
うち開発職 (名)	2,369	2,460	2,675	2,846	3,011
平均年間給与 (単体) (千円)	7,127	7,660	8,328	9,185	9,852
従業員1人当たり営業利益 (連結) (千円)	13,384	15,249	16,165	17,466	18,937
離職率 (単体) (%)	5.4	3.5	2.9	2.8	2.6
男性育児休業取得率 (単体) (%)	34.5	45.5	66.7	79.7	79.7
男女間賃金格差 (単体) (%)	82.9	85.4	83.8	82.8	81.3

(注) いずれも正社員のみを集計対象としております。なお、男性育児休業取得率については、臨時社員を含む全従業員を集計対象としております。

イ. 知的財産

当社グループの事業拡大および持続的な成長を実現するためには、IPを継続的に創出するための投資に加え、グローバルにおけるブランド認知の拡大・浸透が重要であると考えております。そのため、当社の強みである独自の高度な技術および開発力の維持・向上が不可欠であることから、当社独自の開発エンジン等の最先端技術に関する研究開発やその他の開発投資、ゲーム開発プロセスの効率化や生産性向上を目的とした生成AIの活用、開発環境の構築に向けた積極的な成長投資を継続しております。これらの取組みにより、コンテンツを安定的に市場へ投入するとともに、リピート販売の拡大を通じて、全世界におけるコンテンツおよびコーポレートブランドのさらなる拡大・浸透を図り、ブランド価値の向上に努めております。

また、当社が保有する豊富なIPをはじめとする知的財産について、継続的な活用と適切な管理・保護の推進により、企業価値の向上に取り組んでおります。

ウ. 情報セキュリティの強化への取組み

当社グループは、ゲームコンテンツを240を超える国・地域で販売しており、情報が企業活動に重要な影響を与えるものと認識しております。今後、グローバルでのさらなる拡張とビジネスのデジタルシフトを加速していくためには、個人情報適切な安全管理措置など、情報管理とサイバーセキュリティ対策等の情報セキュリティの確保が不可欠であると考えております。

そのため当社は、情報セキュリティに係るリスク情報を集約のうえ、対応方針等について協議するほか、外部アドバイザー組織であるセキュリティ監督委員会を定期的に開催し、専門的見地からの監督・助言を受ける体制を整備し、情報セキュリティの強化に継続的に取り組んでおります。

また、万一セキュリティリスクが顕在化するなどの非常時が発生した場合においても早期対処・復旧を可能とする体制を構築するとともに、当社役員に対する教育・訓練を実施するなど、情報セキュリティへの意識向上に努めております。

これらの取組みを通じて、PDCAサイクルに基づく情報セキュリティ管理体制の維持および強化を図っております。

エ. 環境への取組み

当社グループの連結売上高の約70%を占めるデジタルコンテンツ事業は、ソフトウェアの開発・販売を主な事業としており、一般的な製造業と比較して環境負荷および気候関連リスクは低いものと認識しております。そのため、気候変動に係るリスクおよび収益機会が、当社の事業活動や経営成績等に与える影響は少ないと判断しております。

しかしながら、気候変動への対応は社会全体で取り組むべき課題であるとの認識のもと、当社グループでは、事業特性に応じた環境対応を進めております。当社グループは、いち早くコンテンツのデジタル販売を推進し、ディスク製造および輸送に伴う資源削減ならびにCO₂排出量の低減に努めてまいりました。加えて、パチスロ機の製造・販売においても、省電力対応や一部パーツのリサイクルを行うなど、環境負荷に配慮した取組みを進めております。

さらに、当社グループは環境対策の一環として、主要拠点への再生可能エネルギー由来のCO₂フリー電力の導入を進めており、日本国内における電力使用量の約30%を同エネルギーにより賄っております。あわせて、各事業拠点における当該電力の利用拡大に加え、一部拠点でグリーン電力を導入するとともに、節電対策を施した自社データセンターの使用や、再生可能エネルギー使用を促進している大手クラウドサービス企業や大手データセンターサービス企業を利用するなど、事業活動に伴う環境負荷の低減を図っております。

③ コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社グループは、経営の透明性、健全性を高めるとともに、環境の変化に対応できる体制の構築と、中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組んでおります。

ア. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、ステークホルダーの皆様の立場を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けて、取締役会における多様性の確保や社外取締役の積極的な参画を通じ、取締役会の機能強化に努めております。

また、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）や、社内取締役と社外取締役の意見交換会等を通じた情報共有や相互理解により、経営の監督機能の強化を図っております。

2025年に、新たに女性社外取締役1名を選任し、女性取締役を計3名とするなど、取締役会の多様性の確保を推進しております。加えて、取締役の報酬制度について、中長期的な企業価値向上の観点から踏まえ、業務執行取締役の報酬体系に業績連動性を高めた報酬や株式報酬を採用する等、株主の皆様との価値共有の深化に努めております。

イ. リスク管理体制の強化

当社グループの持続的な成長のためには、事業の遂行に伴い生じるリスクを適切に管理する体制の構築、運用が重要であると考えております。そのため当社は、取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、代表取締役を議長とするリスク・コンプライアンス会議を設置しております。これにより、リスク管理体制を明確化するとともに、当社グループにおけるリスク管理の一元化および充実を図っております。

また、リスク・コンプライアンス会議は、活動状況について、リスク・コンプライアンス委員会へ定期的に報告するなど、リスク管理の実効性向上を図ることにより、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう努めております。

(注) 本事業報告に記載しております金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、その他の数字は表示単位未満の端数を四捨五入しております。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 電話(通話料無料)0120-094-777
公告方法	電子公告 当社のウェブサイト(https://www.capcom.co.jp/)に掲載します。 ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。
上場金融商品取引所	株式会社東京証券取引所

電子提供制度のご案内等、株式の事務手続きについては、三菱UFJ信託銀行のウェブサイト(<https://www.tr.mufg.jp/daikou/denshi.html>)をご覧ください。

電子提供制度専用ダイヤル

電話 0120-696-505

(受付時間：土・日・祝日等を除く平日午前9時～午後5時)



■ ご注意

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則として株主様が口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっておりますので、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、同行にお問い合わせください。なお、同行全国各支店においてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

IRサイトのご案内

当社では、株主や投資家の皆様に最新情報をタイムリーに提供することを目的として、ウェブサイトを活用したIR活動にも注力しております。ここでは、株式情報や経営戦略に加え、販売データやアナリストの評価など様々な情報提供を行っております。



<https://www.capcom.co.jp/ir/>

スマートフォンからもIR情報へアクセス

QRコードの読み取りに対応したスマートフォンをお持ちの方は、右の画像を読み込むことで簡単にIRサイトにアクセスできます。



株主総会会場ご案内図

会場

〒530-0001
 大阪市北区梅田二丁目5番25号
ザ・リッツ・カールトン大阪 4階
ザ・リッツ・カールトン・ボールルーム
 電話 06-6343-7000(代表)

交通のご案内

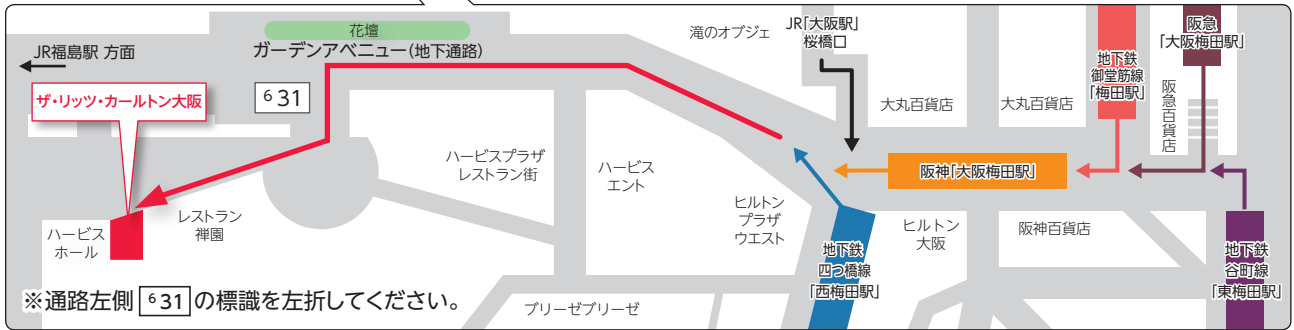
- JR「大阪駅」桜橋口より徒歩約7分
- 阪神「大阪梅田駅」西口より徒歩約5分
- 阪急「大阪梅田駅」中央改札口より徒歩約15分
- 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」北改札口より徒歩約5分
- 地下鉄御堂筋線「梅田駅」南改札口より徒歩約10分
- 地下鉄谷町線「東梅田駅」北西改札口または北東改札口より徒歩約12分

車いす等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。ご来場の際には、会場スタッフのご案内いたします。

※オオサカガーデンシティ地下通路より直接ご来場いただけます。
 ※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車のご来場はご遠慮ください。



オオサカガーデンシティ地下通路からのアクセス



※通路左側 631 の標識を左折してください。



この報告書は、環境に配慮し、植物油インキを使用しております。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。